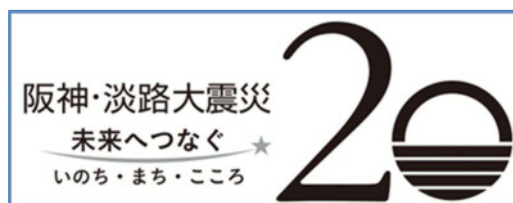


震災から 10 年後に行った
「芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとに
できたこと・できなかったことの整理」のフォローアップ



芦屋市阪神・淡路大震災 20 周年事業

目 次

報告1の記載方法について	1
1. 防災体制の拡充	2
(1) 防災計画の整備	2
(2) 救援・救護体制の整備	4
(3) 市民の防災意識の向上	18
2. 市街地の復興	24
(1) 防災緑地軸の整備	24
(2) 防災生活圏・防災拠点の整備	28
(3) ライフラインの整備	34
(4) 建築物の耐震・不燃化の推進	42
(5) 崖崩れ、水害対策	44
(6) 市街地環境の復興	46
(7) 地域別まちづくりの推進	48
(8) 市民参加の市街地の復興	54
3. 住宅の復興	56
(1) 災害復興住宅の建設	56
(2) 面的整備地域における住宅の改善と供給	58
(3) 住宅復興支援	60
(4) 良質な居住環境の形成	64
(5) 多様な住宅の整備	64
4. 道路の復興	66
(1) 都市間道路交通網の整備	66
(2) 生活循環軸のネットワーク化	68
(3) 自然環境豊かで人にやさしい道路環境の創出	70
5. 公園・緑地の復興	72
(1) 公園等の復旧	72
(2) 公園・緑地の拡充	72
(3) 防災公園としての整備	76
6. コミュニティの活発化	78
(1) コミュニティ活動の促進	78
(2) コミュニティ施設の充実	80

【報告1】

7. 自立・循環型環境の創出	82
(1) 人と環境にやさしい都市基盤の整備	82
(2) 環境を大切に生活文化の育成	86
(3) 震災廃棄物処理の推進	90
8. 健康づくりの推進	92
(1) スポーツ・レクリエーションの充実	92
(2) 保健・医療の充実	98
9. 社会福祉の充実	100
(1) 被災者の生活再建支援	100
(2) 高齢者の能力の活用	102
(3) 社会福祉制度の充実	104
(4) 社会福祉施設の充実	110
(5) 福祉インフラの改善	114
(6) 福祉ボランティアの育成	118
10. 市民文化の復興	120
(1) 市民の文化的資源となる住宅地景観の復興	120
(2) 市民文化の振興	122
(3) 文化環境の整備	124
(4) 国際交流活動の充実	126
11. 生涯学習の充実	128
(1) 生涯学習推進体制の整備	128
(2) 生涯学習の支援	130
(3) 男女共生施策の充実	132
12. 学校教育の充実	134
(1) 教育環境の整備	134
(2) 学校防災教育の充実	136
(3) 学校・家庭・地域の連携強化	138
13. 商業の復興	140
(1) 商業の復興・活性化	140
(2) 生活文化を高める商業の振興	140
(3) 都市型産業の誘致	142
(4) 就労の支援	142

報告1の記載方法について

▶見開き 左ページ（偶数ページ）

平成16年6月に作成した「芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかつたことの整理」の内容を掲載している。

- ① 復興計画の基本計画の項目（具体的施策）
- ② 実施してきたこと <今回の報告では掲載を省略している。>
- ③ 実施してきたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実
- ④ 実施してきたことの中で発生した問題
- ⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の課題

▶見開き 右ページ（奇数ページ）

今回の検証（平成27年3月）の内容を掲載している。

10年前に整理した上記③から⑤について、現況を下記の3区分に分類している。

- A 達成済（達成時期、達成された状況）
- B 経常事業または他の計画で継続
- C 未実施または要見直し（取り組んでいない理由）

1. 防災体制の拡充

(1) 防災計画の整備

【復興方針】 今回の震災の経験を生かし、大規模災害を想定した防災計画を新たに検討する。

＜平成17年2月に報告された「芦屋市まち・人・くらし活性化推進懇話会」からの一言＞

防災倉庫を設置し、防災資機材や備蓄食料を整備したものの、災害時において有効に活用されるまでには段階が必要。地域の祭り等の機会を捉えてより多くの市民に浸透するよう啓発を重ねることが重要。(日常生活への埋め込み)



防災資機材・防災備品有効活用のための日常的な訓練

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目 (具体的施策)	② 実施してきたこと (実施事務事業)	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
□ 防災計画の拡充 ・地震・火災、山地保全・崖崩れ、水害等の災害についての対策を防災計画の中で拡充する。	※掲載省略	▶ 防災計画を職員へ周知徹底 ▶ 初動マニュアルの改訂・配布・周知 ▶ 職員参集訓練等、実働訓練の実施		▶ 国民保護法制への対応 ▶ 各種危機管理への対応
□ 防災生活圏の形成 ・日常的なコミュニティの単位である小学校区を防災生活圏として設定し、その圏内の小学校等を地域防災拠点として、また地区集会所・公園等を地区防災拠点として整備する。防災生活圏は、圏内市民の防災意識を高めたり、自主防災組織を育成・充実する単位としても形成していく。さらに、市役所を防災中枢拠点と位置づけるとともに、市内に広域避難地を設定する。	※掲載省略	▶ 自主防災組織の育成・組織率の向上 ・平成15年度県平均組織率93.5%、芦屋市74.1% ▶ 防災組織の啓発 ・消防本部と消防団は整備した地域・地区防災拠点の資機材を使用し、住民と協働し震災を風化させないよう訓練の実施を心がける。 ・防災ウォークラリー ▶ 平常での防災倉庫資機材の活用 ・住民においては、地域のまつりなど、平時に積極的に資機材を活用し、いざという時に慌てないように使用方法を熟知する。 ・地域に応じた防災訓練		
□ 多様な広報手段による市民への周知 ・防災計画については、防災マニュアルを作成するなど市民へ多様な広報手段により周知を図る。	※掲載省略	▶ 「防災のしおり」の改定・配布・周知 ▶ ホームページの拡充 ▶ おつたえ君(自動接続電話)の活用(同報無線網の整備)		▶ 最新の防災情報の周知 ・携帯メールによる緊急情報網の整備

現在の状況

自主防災会・自治会・コミュニティスクール等により地域防災訓練が実施され、休日にイベントも組み合わせながら、防災機材や備蓄に慣れる機会をつくっている。今後は、これまで参加してこなかった住民が参加し地域全体で防災に取り組むことが課題である。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所管課または計画の事務局	事業についての備考
	防災対策関係事務		防災安全課	班別マニュアル等作成中
	国民保護計画の策定及び見直し		防災安全課	
	防災対策関係事務		防災安全課	初動対応マニュアル作成
	防災対策関係事務		防災安全課	
	防災対策関係事務		防災安全課	広域防災訓練・20周年継承事業
	防災総合訓練		防災安全課	平成26年4月1日県平均組織率95.4%, 芦屋市89.2%
	防火・防災・応急手当等の普及啓発		消防本部	毎年度各自主防災組織に対して訓練指導等を実施
	防災総合訓練		防災安全課	
	防災拠点の維持管理		防災安全課	地域の訓練により使い方等を周知
	防災総合訓練		防災安全課	
	防災対策関係事務		防災安全課	あしや防災ガイドブックの発行(平成26年)
	防災総合訓練		防災安全課	あしや防災ネットの運用
	防災総合訓練		防災安全課	
	防災総合訓練		防災安全課	防災行政無線の整備

【報告1】 1. 防災体制の拡充

(2) 救援・救護体制の整備

【復興方針】 災害が発生した直後の救援・救護体制を整備する。

<平成17年2月に報告された「芦屋市まち・人・くらし活性化推進懇話会」からの一言>

自主防災組織の確立の重要性と同等以上に、当該組織が非常時において機能するための日常的な仕組みづくりが急務である。地域ごとのコミュニティの活性化についての工夫を協働と参画のもとで創意することが重要である。

→ 地域コミュニティの
日常的仕組みづくり

災害対応救助車両の導入と緊急輸送経路の確保を両立させることが急務である。特に阪急以北において未だ細街路が認められる。

→ 地理的条件に対応した
緊急輸送経路の確保

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）					
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題	
<p>□ 災害直後の防災体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災中枢拠点となる市役所への交通・輸送動線が絶たれた場合を想定し、小学校等の地域防災拠点においても防災に関する諸活動が迅速にできる体制を整備する。 	※掲載省略	▶ 初動マニュアルの改訂・配布		▶ 最新の防災情報の周知	
				▶ 携帯メールによる緊急情報網の整備	
				▶ 市職員が到着しない避難所でも、市民の自助・互助により円滑な避難所運営	
				▶ 防災用非常備蓄品の内容・数量の再検討	
<p>□ 消防体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 他自治体との相互支援ネットワーク体制をさらに充実する。 高度救急救命体制の整備を図るため、救急救命士の養成を図る。 消火栓や防火水槽を適正に配置するとともに、耐震性飲料・消火兼用貯水槽の設置を図る。 学校のプール、河川水、井戸水の活用などの多様な消防水利の確保を図る。 市民や事業者の協力を得て防災活動体制の整備を図る。 	※掲載省略	▶ 他自治体との相互応援体制の充実		▶ 緊急消防援助隊運用要綱の検証	
				▶ 救急救命士の育成	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災の教訓を受けて発足した緊急消防援助隊の出勤及び活動を的確かつ迅速に行うため「緊急消防援助隊運用要綱」が平成16年4月1日に施行された。今後は運用要綱に沿った活動の検証を実施する。
				<ul style="list-style-type: none"> 救急救命士の退職、人事異動に合わせて救急救命士を養成する。 職員採用時に救急救命士資格取得者の採用を検討する。 	
		▶ 救急救命士の拡大業務研修			
		<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度～ ・気管挿管研修(年度1名) 平成18年度～ ・薬剤投与研修 			

現在の状況

地元住民による地区集会所の運営、自治会活動、コムスク活動、福祉推進活動等により地域コミュニティが創成されている。世代交代が順調に進み、継続性が高まれば、そのまま地域の防災力につながっていくと考えられる。

地域防災訓練等で車いすを使った避難訓練を行っているが、ハード面でのバリアフリー化以外に高齢社会に対応した避難方法、避難経路の検討が必要である。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所管課または計画の事務局	事業についての備考
	防災対策関係事務		防災安全課	
	防災対策関係事務		防災安全課	
	防災総合訓練		防災安全課	
	防災拠点の維持管理 防災総合訓練		防災安全課	
	建築指導等に関する事務		建築指導課	
	消防活動に関する業務		消防本部	
	消防活動に関する業務		消防本部	検証については、阪神地区、県下及び緊急消防援助隊訓練等で継続的に実施している。
	救急救命士の養成及び応急手当の普及啓発業務		消防本部	
	救急救命士の養成及び応急手当の普及啓発業務		消防本部	
	救急救命士の養成及び応急手当の普及啓発業務		消防本部	気管挿管研修強化

【報告 1】 1. 防災体制の拡充

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目 （具体的施策）	② 実施してきたこと （実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高規格救急車仕様への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士の行う高度化した救急業務に応じるよう救急資機材の充実，車内の活動空間及び救急患者に対する応急措置が施しやすいよう，なお，一層の配慮をする。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自主防災組織の育成 		
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 防災意識の啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織との連携強化 ・ 自衛消防隊との連携強化 ・ 各事業所との連携強化 ・ 市民との協働した防火体制の強化 		
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 精道小学校建替時にもプールの活用ができる形態を検討する。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 効率的な職員の配置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職者補充採用の弾力的運用及び行政改革との関連において，現場活動体制の維持及び本部機能維持のための，職員の効率的な配置を検討する。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 女性消防団員育成（市民に対する火災予防の啓発・緊急手当等の普及・啓発・災害時における後方支援体制） <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部予防課と連携し，住宅防火診断と実施する。（一般家庭，一人暮らしの高齢者家庭等） ・ 各種消防訓練及び各種行事への参加 ・ 本部警防課と連携し学校園等に対する広報・訓練指導等を実施 ・ 災害時における後方支援体制の確立 		
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 消防団用防災資機材の整備 		

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	消防用自動車購入事業		消防本部	平成26年度緊急消防援助隊 設備整備費補助金事業とし て事業執行中
			防災安全課	
	防災総合訓練		防災安全課	
	防災総合訓練		防災安全課	
	防災総合訓練		防災安全課	
	防災総合訓練		防災安全課	
精道小学校建替時に 対応済				
	消防本部運営管理事業		消防本部	再任用者も含めた配置を 行っている。
	消防団運営管理業務		消防本部	内部研修及び国, 県の実施 する研修会等に参加してい る。
	消防団運営管理業務		消防本部	
	消防団運営管理業務		消防本部	
	消防団運営管理業務		消防本部	
	消防団施設設備維持管理業 務		消防本部	資機材は計画的に導入及び 更新をしている。

【報告 1】 1. 防災体制の拡充

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ NOx・PM法規制対象車両（老朽化含む）の更新 		
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 消防ポンプ自動車の更新 ・ 消防団総合整備事業を流用し、NOx・PM法規制対象車両を年次計画で更新整備する。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 38m級はしご車のオーバーホール ・ 分署配備平成11年度導入の38m級はしご車を導入後10年目を目途として機能維持のためオーバーホールを実施する。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 消防団用消防ポンプ自動車の更新 ・ 消防団総合整備事業を流用し、NOx・PM法規制対象車両を年次計画により更新整備する。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 阪神・淡路大震災直後に配備し、管内の大規模災害における救助活動や緊急消防援助隊にも登録している車両であり、今後も更新に当たっては登録隊としてⅢ型の更新導入を図る。 		
				<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国庫補助対象となる、緊急援助隊仕様の作成
				<ul style="list-style-type: none"> ▶ 緊急援助隊の登録と補助の関係 ・ 消防組織法の改正により、緊急消防援助隊が法制化され、計画に基づき整備される緊急消防援助隊の施設設備については、予算の範囲内で国が補助することとされる法律補助となった。 ・ 今後は登録した隊と補助の関係について、さらに厳正な執行管理が要求される。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	消防用自動車購入事業		消防本部	分署配備のはしご車以外は 更新し適合。はしご車更新 事業は平成31年度。
	消防用自動車購入事業		消防本部	平成26年度に消防ポンプ自 動車導入事業執行中
平成21年12月実施			消防本部	
消防団配備車両購入 事業			消防本部	平成33年度から年次計画で 更新 消防団配備車両購入事業
平成24年2月更新			消防本部	
平成24年2月終了			消防本部	
	消防本部運営管理事業		消防本部	
	消防本部運営管理事業		消防本部	

【報告 1】 1. 防災体制の拡充

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）					
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題	
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 更新車両の車載無線機及び携帯無線機において、デジタル化における二重投資の防止 ・ 財政状況の悪い中の事業において、無駄を省き、必要最低限の資機材等の更新を以って、消防体制の強化を図る。 ・ 付属資機材における維持管理等のランニングコストの軽減対策 			
<p>□ 防災情報網の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な情報・通信システムの整備を図り、平常時における市民文化の向上に資するとともに、災害時には市民に災害関連情報の速やかな伝達を図る。 ・ 消防署、地域防災拠点等において、防災情報・通信設備を拡充するとともに、警察署、医療機関と協議し防災情報・通信網の整備を図る。 ・ 災害関連の情報収集・処理・伝達機能の中核となる防災情報センターを設ける。 ・ 災害発生時における無線交信の輻輳による混信を避けるため、消防専用無線基地局の増設（増波）を図る。 ・ 地域非常通信ネットワークシステムの研究開発を進める。 	※掲載省略			<ul style="list-style-type: none"> ▶ 最新の防災情報の周知 ・ 携帯メールによる緊急情報網の整備 	
				<ul style="list-style-type: none"> ▶ 防災無線の設備更新時にデジタル化を目指す 	
				<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高機能消防指令センターの構築 ▶ 導入装置の種類選択（庁舎整備時） ▶ 高機能消防指令センター総合整備事業を活用し、消防庁舎整備時にあわせて更新を検討する。 ▶ 救急無線におけるアナログからデジタル化移行に関して整理し、二重投資を防止する。 	
				<ul style="list-style-type: none"> ▶ 連絡車（出張所）の購入 	
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 消防緊急情報システム（Ⅱ型）導入 ・ 指令装置、地図検索装置、指令伝送装置、救急医療情報収集装置、発信地表示装置等 ・ IT化に伴うシステムの導入（国庫補助メニューが【旧】消防緊急通信指令施設から【新】高機能消防指令センター総合整備事業に名称が変更された。） 			

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
平成26年3月消防救急 デジタル無線につい ては整備済み			消防本部	
平成26年3月消防救急 デジタル無線につい ては整備済み			消防本部	
	防災対策関係事務		防災安全課	
平成22年4月に完了			防災安全課	
庁舎整備時完了			消防本部	
平成21年3月高機能消 防指令センターを構 築(当初の名称はI 型)(現在の名称は 離島型)			消防本部	
平成21年3月移行			消防本部	
平成23年9月購入			消防本部	
平成21年3月高機能消 防指令センターを構 築(当初の名称はI 型)(現在の名称は 離島型)			消防本部	
平成21年3月高機能消 防指令センターを構 築(当初の名称はI 型)(現在の名称は 離島型)			消防本部	

【報告1】 1. 防災体制の拡充

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 水、食料等の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域防災拠点において、耐震性飲料・消火兼用貯水槽の整備を図り、食料・生活必需品等の備蓄を図る。 水、食料、生活必需品等について、他自治体との応援協力体制の整備を図る。 	※掲載省略			▶ 同時多発火災時の対応
		▶ 人口に合った飲料水の確保		
		<ul style="list-style-type: none"> 消防水利（消火栓）等の維持管理に努める。 地震対応の強化を図るため耐震性貯水槽の設置 まちづくりに合わせた消防水利の強化 飲料水で3ℓ/日の3日分の確保 		
				▶ 広域災害への対応。費用対効果を考慮した防災用非常備蓄品の内容・数量の再検討
<p>□ 応急医療・福祉体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 芦屋病院や市内の他医療機関と地域防災拠点等との情報・通信システムによるネットワーク化を図り、災害発生時における速やかな救護、診が行えるよう、医師会等の協力を得て初動医療救護班の編成などの体制の整備を図る。 傷病者等の医療施設への搬送が迅速かつ円滑に行えるよう、医療施設と消防機関との間に緊密な連携体制、さらには広域的及び各種輸送手段による搬送体制を確立し、あわせて高度救急車の充実、緊急医療連絡網の整備を図る。 芦屋病院等で応急医療に必要な医薬品・資器材等の備蓄供給等の確保システムの整備を図る。 	※掲載省略	▶ 救急医療に必要な医薬品等の備蓄にかかる維持経費		
				▶ 市内の医療に関する情報・通信ネットワークの構築（芦屋病院）
				▶ 医療に関する専門部会の構築（緊急情報の広報システム）
				▶ 災害時に市民に医療機関に関する情報を伝達する方法が確立されていない。
				▶ 芦屋病院と市内の他の医療機関との情報・通信ネットワークシステムの構築
		<ul style="list-style-type: none"> ホームページによる情報発信はしている。 医療情報の共有化は電子カルテシステムの導入が不可欠 		

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所管課または計画の事務局	事業についての備考
	消防活動に関する業務		消防本部	職員に対しては、非番招集にて対応。阪神間各市に対しては消防相互応援、神戸市には神戸市・芦屋市消防相互応援協定にて対応
	防災拠点の維持管理		防災安全課	耐震性貯水層の整備
	防災拠点の維持管理		防災安全課	耐震性貯水層の整備
	防災拠点の維持管理		防災安全課	耐震性貯水層の整備
	防災拠点の維持管理		防災安全課	耐震性貯水層の整備
	防災拠点の維持管理		防災安全課	耐震性貯水層の整備
平成21年1月に物流一元管理実施の中で整備				
	「病診連携システム」及び「阪神医療福祉情報ネットワーク (h-Anshinむこねっと)」		市立芦屋病院	
	・兵庫県広域災害・救急医療情報システム ・むこねっと		健康課	
	・兵庫県広域災害・救急医療情報システム ・むこねっと		健康課	
平成24年8月導入			市立芦屋病院 市立芦屋病院	「病診連携システム」及び「阪神医療福祉情報ネットワーク (h-Anshinむこねっと)」

【報告 1】 1. 防災体制の拡充

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者・障害者等のために、平常時から在宅ケアを医療施設と福祉施設が連携して支援する体制を整え、災害発生時においてもその体制を維持する。 多くの患者が発生する災害時には、重傷者の治療を行うために後方で医療機関の機能を維持した医療体制の整備が不可欠である。他自治体の病院等との広域的相互支援体制の整備を図るとともに、広域医療情報ネットワークの確立に努める。 	※掲載省略	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高規格救急車の更新 ・ 消防車両更新計画に合わせて更新 		
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 応急手当の普及啓発の充実 ・ 普通救命講習会で年間1,000人の受講者を達成する。 		
			<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害時の在宅ケア体制の整備 ・ 平成12年度からの介護保険制度により要援護高齢者の状況把握がケアマネ業務となり、市での把握が困難となった。 ・ 中学校区ごとに設置している在宅介護支援センターを拠点として、ケアマネの情報を集め在宅ケア体制の整備を進める。 	
<ul style="list-style-type: none"> □ 救助・救援体制の整備 ・ 市職員が他の自治体等職員と連携するにとどまらず、ボランティアや住民等とも連携し、活動主体相互の役割分担を調整したうえ、協働して災害対策にあたるシステムの構築を図る。 ・ 国、県、近隣市町との間で災害発生時の広域的な支援体制を整備する。 ・ 生涯学習、福祉、スポーツ等、あらゆるボランティアの交流促進の拠点となるボランティア・ビューロ等の体制を整備し、災害発生時におけるボランティアの受け入れ窓口としても整備を図る。 	※掲載省略	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 関係機関相互の応援の取り決め 		
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ ボランティアの受け入れ窓口・体制の整備 		
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ ボランティアの安全・保障体制の整備 		
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民・ボランティアと連携した救助・救援体制の構築 		
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 救助用資機材の整備 ・ 救助工作車（Ⅲ型）の更新に合わせて更新 		

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	消防用自動車購入事業		消防本部	平成26年度緊急消防援助隊 設備整備費補助金事業とし て事業執行中
	救急救命士の養成及び応急 手当の普及啓発業務		消防本部	
	緊急・災害時要援護者台帳 登録 地域福祉活動推進事業 地域支援事業 地域生活支援事業 在宅支援事業		地域福祉課 障害福祉課 介護保険課 高年福祉課 地域福祉課 障害福祉課 介護保険課 高年福祉課	
	民生委員・児童委員活動の 推進 高齢者相談員事業		地域福祉課 高齢福祉課	「緊急・災害時要援護者」 の登録について、民生委員 が対象者の個別訪問を行 い、平時からの見守りを希 望する者について、相談対 応を行っている。
	防災対策関係事務 消防本部運営管理事業		防災安全課 消防本部	
	防災対策関係事務		防災安全課	
	防災対策関係事務		防災安全課	
	救助・水防活動に関する業 務		消防本部	救助・救護資機材等を継続 整備
	救助・水防活動に関する業 務		消防本部	

【報告 1】 1. 防災体制の拡充

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動に従事する人の安全及び保障体制を整備する。 消防本部において、多様な災害に対する救助・救急用資機材の整備を図る。 	※掲載省略	▶ 救急用資機材の整備		
		▶ 災害対応特殊救急自動車の更新整備		
		▶ 救助工作車の更新整備		
		▶ 支援車（多目的車）の導入整備		
		▶ はしご車のオーバーホール及び更新整備		

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	救急活動に関する業務		消防本部	
	消防用自動車購入事業		消防本部	平成26年度緊急消防援助隊 設備整備費補助金事業とし て事業執行中
平成24年2月更新			消防本部	
平成24年2月整備			消防本部	
平成21年2月整備			消防本部	

【報告 1】 1. 防災体制の拡充

(3)市民の防災意識の向上

【復興方針】 平常時から市民の防災意識を高めるとともに、自主防災組織を育成・充実する。

<平成17年2月に報告された「芦屋市まち・人・くらし活性化推進懇話会」からの一言>

実施率向上も大切だが、むしろ参加しやすい工夫と壮年層を取り込むことが重要である。
 特定の人が集い、活動してもコミュニティは活性化しない。広範な参加の仕掛けが必要。



多様な年代が参加
 意欲を高める工夫

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
□ 防災知識の普及・啓発 ・ 学校教育や社会教育の場のみならず、移動防災教室、講演会、火災予防運動等のあらゆる機会を通して、市民一人ひとりが災害に的確に対応できるように防災知識の普及・啓発に努める。	※掲載省略	▶ 防災知識の普及・啓発		
		▶ 自主防災組織の育成		
		▶ 地域に応じた訓練とレベルアップ ・ 市民一人ひとりが災害に的確に対応できるよう防災知識の普及啓発に努める。 ・ 地震、津波災害等に関する防災知識の普及啓発に努める。		

現在の状況

自主防災会・自治会・コミュニティスクール等により休日にイベントも組み合わせながら地域防災訓練を実施されているが、自主防災会の活動自体を知らない人の割合が多い。今後は、少しでも参加意欲のある人をいかに取り込むかが課題となっている。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所管課または計画の事務局	事業についての備考
	防災総合訓練		防災安全課	
	防災総合訓練		防災安全課	
	防災総合訓練		防災安全課	
	防災総合訓練 出前講座		防災安全課	

【報告 1】 1. 防災体制の拡充

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 防災のしおりの改定・配布・周知 ▶ 立入検査要員の確保 ▶ 暫定適合マーク終了後における防火防災意識の啓発手段 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な立入検査を実施して、関係者の防火防災意識の高揚を図る。 ▶ 制度の周知徹底と点検対象外の防火対象物関係者に対する 防火防災意識の啓発手段 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象物の調査と指導強化及び対象外の防火対象物関係者には、火災予防週間等を通じて啓発する。 ▶ 震災メモリアル展と啓発事業の実施で同じことの繰り返しでなく、記憶を風化させないために何ができるのかの検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 震災10周年メモリアル展として、リニューアルした写真パネルを展示するとともに、保存している写真を中心に啓発誌を作成する。 ▶ 平成17年度以降、地域活動ステーション事業（県事業）廃止後の本市として継続するどうか検討中 ▶ 教室参加者、来館者への啓発活動でとすれば忘れがちな市民に対し、どのように機会を捉えて啓発活動を継続していくか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 南海、西南海地震が現実味を増していると言われる現在、まず高齢者、子どもなどに改めて啓発の機会を検討したい。 		

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	防災総合訓練		防災安全課	
	火災予防業務		消防署(警防課)	
	火災予防業務		消防署(警防課)	
	防火指導と防火意識の普及 啓発		消防本部予防課	
	隣保館事業		上宮川文化センター	
	隣保館事業		上宮川文化センター	
	隣保館事業		上宮川文化センター	

【報告 1】 1. 防災体制の拡充

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<input type="checkbox"/> 自主防災組織の育成 ・ 自主防災組織の指導者養成のため、研修会を実施するとともに、防災生活圏における各種の防災訓練の実施などを通して自主防災組織の育成に努める。		▶ 自主防災組織の育成・組織率の向上 ▶ 防災組織の啓発		
		・ 消防本部と消防団は整備した地域・地区防災拠点の資機材を使用し、住民と協働し震災を風化させないよう訓練の実施を心がける。 ・ 防災ウォークラリー		
<input type="checkbox"/> コミュニティ活動支援 ・ 市民の自主防災組織が災害発生時において機能するためには、日常的にその体制の基盤となる組織ができており、活性化していることが必要であり、この観点から生涯学習、スポーツ等のコミュニティ活動を高めるための支援を行う。				▶ コミュニティ活動を高めるための行政の支援のあり方
				▶ 防犯活動等を通じたコミュニティづくりへの支援

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所管課または計画の事務局	事業についての備考
	防災総合訓練		防災安全課	平成26年4月1日県平均組織率95.4%, 芦屋市89.2%
	防火・防災・応急手当等の普及啓発 防災総合訓練		消防本部 防災安全課	毎年, 継続的に合同で訓練を実施している。
	コミュニティ・スクール関係 地区集会所管理運営事業 市民参画・協働の仕組みづくりの推進 地域自治会の振興に関する事業		生涯学習課 市民参画課	
	コミュニティ・スクール関係 地区集会所管理運営事業 市民参画・協働の仕組みづくりの推進 地域自治会の振興に関する事業		生涯学習課 市民参画課	

2. 市街地の復興

(1) 防災緑地軸の整備

【復興方針】 大震災時に同時多発する火災に対し、防災生活圏を単位として延焼を防止するとともに、市民が安全に防災拠点に到達できる避難路として、また二次災害の発生防止や都市生活機能の混乱、それに伴う救援・救護活動の阻害の防止のために、水と緑豊かな河川、幹線道路等の延焼遮断帯の形成を図る。さらに、沿道において建築物の不燃化を推進する。

＜平成17年2月に報告された「芦屋市まち・人・くらし活性化推進懇話会」からの一言＞

緑地の整備に限らず、市街地の復興を目指す場合には、その計画段階からの市民参加を促し、その必要性や緊急性などをともに理解しながら協働で進めていくことが重要である。



市街地への復興に際しての市民参画の推進

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
□ 河川緑地軸の整備 ・ 芦屋川左岸線、芦屋川右岸線及び宮川線の街路樹、灌木緑化を拡充する。 ・ 河川に貯水機能と親水空間を創出し、防火用水、生活雑用水として活用が図れるよう関係機関に働きかける。 ・ 宮川線を緑地軸として整備するとともに、その緑地軸をさらに南芦屋浜地区の海際緑地軸まで延伸を図る。	※掲載省略	▶ 芦屋川の高水敷への車椅子の進入ができない。 ・ スロープの整備を引き続き県に要望する。		
		▶ 宮川環境整備 ・ 河川への親水性を高めるなどの整備を引き続き県に要望する。		
		▶ 宮川を南北ネットワーク軸として整備 ・ 県・市・市民による協議会設立を検討		
□ 街路緑地軸の整備 ・ 南北方向の稲荷山線～山麓線（岩園保育所前～岩園隧道西詰）、芦屋中央線、松浜線～川東線、東西方向の防潮堤線、山手幹線、朝日ヶ丘線の街路樹及び灌木緑化を拡充する。 ・ 国道2号、国道43号の緑化を推進する。	※掲載省略	▶ 防災に配慮し、また四季を感じる街路樹の整備 ・ 山手幹線等の整備路線で防災及び四季に配慮した緑化に努める。		
		▶ 事業の必要性等について沿線住民に理解を得る。		
		▶ 環境対策についての理解と協力を得る。 ・ 植樹帯を設置し、道路緑化に努めるとともに、残地を活用し、防災施設整備や緑化を図ることとし、植栽の樹種や環境対策及び残地利用計画等について地元の方々と協議し理解と協力を得る。		

現在の状況

震災復興期には防災緑地の整備は地域住民と協働で行われてきた。今後は計画段階からの維持管理まで切れ目なく協働し、地域が無理なく続けられるようにしていくことが課題である。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または 計画の事務局	事業についての備考
		スロープ設置場所の 確保が難しく, 急な 増水時の迅速な避難 が困難となるため	下水道課	
平成23年3月整備終了				
平成23年3月整備終了				
	芦屋市緑の基本計画		都市計画課	
平成22年10月山手幹 線開通				
平成22年10月山手幹 線開通				

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
				<ul style="list-style-type: none"> ▶ 芦屋川トンネル工事に伴う芦屋川右左岸沿い既存樹木の移植などによる保全 ▶ 維持管理への地元協力 ・ 道路植栽及びポケットパークの維持管理に協力を求める。
<p>□ 山麓緑地軸の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地滑り・土石流を抑制するため、山麓部の緑地を保全・育成する。 	※掲載省略	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市街化区域における山麓の緑地は、保護樹林や生産緑地として指定されており、地主が亡くなられたとき、相続税等の問題で指定の解除を要望される。(都市計画課) ▶ 六甲山グリーンベルト整備事業の効果的な事業のPR方法と事業に対する市民の意向を把握・反映する仕組みについての検討・確立 ▶ 市民参加による森林整備等を進めるための条件整備 ・ ワークショップ的な手法を用い、地域住民と共に整備計画を策定する。 		
<p>□ 海際緑地軸の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南芦屋浜地区の東西方向に海や緑に親しめる海際緑地軸を整備するとともに、隣接市と連携し、大阪湾ベイエリアの臨海緑地軸の形成を図る。 	※掲載省略			<ul style="list-style-type: none"> ▶ 南芦屋浜は、今後海際に緑地帯ができるが、管理費用が多額となる。 ・ 管理費が極力掛からない樹種を選んだり、市民参加で維持管理を進めるよう対策を考える。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または 計画の事務局	事業についての備考
平成22年10月山手幹 線開通				
平成22年10月山手幹 線開通				
	都市計画マスタープラン (平成17年3月)		都市計画課	
		本市における整備地 域が保安林で制限が 多く, 地形上も整備 が難しい。	防災安全課	
		本市における整備地 域が保安林で制限が 多く, 地形上も整備 が難しい。	防災安全課	
	都市公園・街路樹維持管理 事業(南芦屋浜地域)		公園緑地課	

(2) 防災生活圈・防災拠点の整備

【復興方針】 あらゆる種類、規模の災害を想定した防災計画に基づく防災生活圈を形成するために、地域防災拠点や地区防災拠点を整備するとともに、防災中継拠点、広域避難地などの広域的なエリアを対象とする防災拠点の整備を図る。

<平成17年2月に報告された「芦屋市まち・人・くらし活性化推進懇話会」からの一言>

機能強化された防災中継地点に迅速に到達できるような経路の確保が前提になる。

地区防災拠点整備と同時に避難経路の整備、及び確保が重要。訓練では通れた道路がごとごとく倒壊家屋でふさがれたのが阪神・淡路大震災。



避難経路の確保

自主避難行動体系(マニュアル・訓練)の確立と安全な避難経路の確保が重要である。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目 (具体的施策)	② 実施してきたこと (実施事務事業)	③ 実施できたことの今後の継続 的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で 発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
□ 防災中継拠点の拡充 ・ 防災中継拠点である市役所に加えて、中継拠点機能を拡充するため、消防本部の再整備を検討する。 ・ 市役所及び消防本部へのライフラインは、大規模災害に対して対応力のあるシステムを構築する。	※掲載省略			▶ 消防本部庁舎の再整備、庁舎整備用地の確保 ・ 防災中継拠点として機能の充実整備
				▶ 防災無線の設備更新時にデジタル化を目指す。
				▶ 市役所・消防本部への大規模災害に対応力のあるライフラインの確保
□ 地域防災拠点の整備 ・ 小学校区を基本とした各防災生活圈において、圏内の中心となる地域防災拠点を小学校等に整備する。 ・ 地域防災拠点は、災害発生時の避難所となるとともに、災害直後の一定期間の備蓄倉庫、消防水利、情報通信システム、地下水を利用した給水施設を整備する。 ・ 地域防災拠点周辺の不燃化を促進し、安全性の向上を図る。	※掲載省略			▶ 防災拠点周辺の不燃化
		▶ 残る防災拠点の整備		
		・ 防災拠点に当る施設の整備順位を早くするよう計画を見直す。 ▶ 水槽の点検整備 ・ 平成19年度精道小学校及び市総合公園へ100t飲料水兼用貯水槽として設置 ・ 50㎡防災倉庫の設置及び防災資機材を配備し、防災機能の整備を図る。 ・ 災害発生時の避難所となることから、飲料水の確保及び防災資機材の整備		

現在の状況

地域防災訓練においても車椅子の移動などを想定した避難訓練が行われているが、地域の実態に合わせ、高齢化社会に対応した避難経路確保を進める必要がある。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所管課または計画の事務局	事業についての備考
平成26年3月				
平成22年4月に完了				
平成21年3月				
	防災拠点の維持管理		防災安全課	
	防災拠点の維持管理		防災安全課	随時見直し
	防災拠点の維持管理		防災安全課	
	防災拠点の維持管理		防災安全課	
	防災拠点の維持管理		防災安全課	

【報告 1】 2. 市街地の復興

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 人口にあった飲料水の確保 ・ 消防水利(消火栓)等の維持管理に努める。 ・ 地震対応の強化を図るため耐震性貯水槽の設置 ・ まちづくりに合わせた消防水利の強化 ・ 飲料水で3$\frac{1}{2}$ℓ/日の3日分の確保 		
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平常での防災倉庫資機材の活用 ・ 住民においては、地域のまつりなど、平時に積極的に資機材を活用し、いざという時に慌てないよう使用方法を熟知する。 ・ 地域に応じた防災訓練 		
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 防災無線設置時にデジタル化を目指す。 		
				<ul style="list-style-type: none"> ▶ 防災用非常備蓄品の内容・数量の再検討
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各校園施設防災整備事業の推進 ・ 精道小学校校舎等建替の中で、非常用照明設備の設置や、現在ある井戸を活用し便所排水や散水などに利用していく。 ・ 幼稚園は、雨水(井水)貯水及び便所排水利用と炊事設備の設置 ・ 小学校は、非常用照明設備の設置 ・ 中学校は、非常用照明設備と炊事設備の設置 ・ 精道中学校に井水利用散水設備を設置 		

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または 計画の事務局	事業についての備考
	防災拠点の維持管理 消防活動に関する業務 防災拠点の維持管理 消防活動に関する業務 防災拠点の維持管理		防災安全課 消防本部 防災安全課 消防本部 防災安全課	毎年定期的に地水利調査等 で維持管理を実施。防火水 槽の点検については計画中 耐震性貯水槽100t×9箇所 60t×1箇所
	防災拠点の維持管理 防総合災訓練		防災安全課 防災安全課	
平成22年4月に完了				
	防災拠点の維持管理		防災安全課	
平成19年10月終了 順次設置済 順次設置済 順次設置済 順次設置済				

【報告1】 2. 市街地の復興

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 地区防災拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の一時的な避難場所としての機能に加えて、住民による防災活動を支援するため、各防災生活圏内の地区集会所、公園等に防火水槽を整備するとともに、初期消火用資器材、救助救出等資器材を備えた防災倉庫を整備する。 	※掲載省略	▶ 自主防災組織の育成		
		▶ 地区住民の防災意識の啓発		
		▶ 高齢者対策		
		<ul style="list-style-type: none"> 市内へ均等配置し、住民が有効に活用できるように整備計画を図る。 		
		▶ 平常での防災倉庫資機材の活用		
		<ul style="list-style-type: none"> 住民においては、地域のまつりなど、平時に積極的に資機材を活用し、いざという時に慌てないように使用方法を熟知する。 地域に応じた防災訓練 		
				▶ 防災用非常備蓄品の内容・数量の再検討
<p>□ 広域避難地の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地の大火に対する安全性を確保するため、避難者を収容できる不燃空間として、海際緑地核として整備する南芦屋浜地区の総合公園、及び山際緑地核として整備する霊園及びその周辺を広域避難地とし、防災機能の整備を図る。 広域避難地において、消防水利、情報通信システム、給水施設を整備する。 	※掲載省略	▶ 住民移動経路計画		
		<ul style="list-style-type: none"> 防災意識の普及啓発に取り組む。 防災研修・DIG訓練による意識改革に努める。 広域避難場所としての位置付け 		
				▶ 霊園及びその周辺の広域避難地としての設備拡充

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または 計画の事務局	事業についての備考
	防災総合訓練		防災安全課	
	防災総合訓練		防災安全課	
	住宅課と連携		高齢福祉課	
	防災拠点の維持管理		防災安全課	
	防災総合訓練		防災安全課	
	防災拠点の維持管理		防災安全課	
	防災対策関係事務 防災総合訓練		防災安全課	
	防災対策関係事務 防災総合訓練		防災安全課	
	防災対策関係事務 防災総合訓練		防災安全課	
	霊園整備事業		環境課	霊園内の情報伝達システム (スピーカー)の点検ととも に、霊園整備事業の中で園 路の整備やトイレの改修等 を進めている。 広域避難地に特化した設備 整備については、今後の新 規施設整備事業の機会に防 災所管課とも連携のうえ、 検討する。

(3) ライフラインの整備

【復興方針】 あらゆる災害に対して、被害を最小限に食い止めるライフラインの整備を図る。

＜平成17年2月に報告された「芦屋市まち・人・くらし活性化推進懇話会」からの一言＞

汚泥処理に限らず広域行政において効率的に処理する方法はこれからにつながる重要な仕組み。公平な費用負担と住民理解を得るように努める。



広域行政の検討

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにしたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 水道の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 主たる地域防災拠点等に耐震性飲料・消火兼用貯水槽の設置を図る。 六麓荘において配水池を新設するとともに、送・配水管の移設及び改良を図り、給水能力の改善を図る。 幹線については、災害発生時における機能低下を代替するシステムを構築する。 	<p>※掲載省略</p>	<p>▶ 消火水と断水時による緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 精道小学校に飲料水兼用貯水槽の設置 市内800 t の飲料水兼用貯水槽の設置を図る。 		
		<p>▶ 人口に合った飲料水の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防水利（消火栓）等の維持管理に努める。 地震対応の強化を図るため耐震性貯水槽の設置 まちづくりに合わせた消防水利の強化 飲料水で3$\frac{3}{4}$ℓ／日の3日分の確保 		<p>▶ 東南海・南海沖地震を想定した水道施設の耐震評価と補強の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 管路については、実際の大規模地震を想定したシミュレーション解析を実施する。 水道施設については、拡張事業による奥山浄水場管理棟・計装設備の更新を実施中であるものの、既存の配水地を含む水道施設の機能診断とその補強方法について調査・検討を行う。

現在の状況

市の人口はこれまで増加傾向にあったが、今後は人口減少社会に対応して近隣市との広域行政も新たに検討課題となる可能性がある。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所管課または計画の事務局	事業についての備考
平成19年10月終了	防災拠点の維持管理		防災安全課	
平成26年5月検討済 平成26年5月実施済			水道工務課 水道工務課	近畿の想定地震に対する被害想定評価を実施済み。さらに南海トラフ巨大地震に対する淀川遡上のシミュレーションによる対応を実施した。 奥山浄水場耐震診断を実施する。
平成20年12月			防災安全課 防災安全課 防災安全課 水道工務課	市内に耐震性貯水槽100tを9基, 60tを1基, 一人1日3リットル3日分を約10万人分を確保済み。 耐震性貯水槽の整備 耐震性貯水槽の整備 耐震性貯水槽の整備 日水協, 兵庫県内の給水応援協定を締結している。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
				<ul style="list-style-type: none"> ▶ 安定した水の供給を行うため、水道施設整備を総合的に見直すにあたっては、施設の代替機能の整備をも含め新規用地の確保が必要となる。事業費並びに機能面を精査した上で、公園用地等の公共施設の土地利用について多目的な有効利用を図る。（公共施設の共有化） ・ 今後、施設整備を総合的に見直すにあたっては、ポンプ施設・送水管等の設置を検討し協議を進める。
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 六麓荘町の整備については、配水池の新設及び配水区域の見直しによる水圧の適正化を目的としているものの、宅内の給水装置の改善について各戸別の指導とその協力が必然となる。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 拡張事業の事業認可については、平成22年度までとしているものの、震災を含め当初の需要予測と差異が生じてきたため見直しが必要とされる。特に節水型給水器具の普及と節水に対する意識が高まっているためか水需要の低迷は全国的な傾向にあり、今後の方向性を具体化する必要がある。 ・ 需要予測と経営の見直しのための基礎資料の作成する。 ・ 計画給水人口予測と水需要の動向を検討する。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 今後の更新計画の優先順位の検討を含め効率的かつ経済的な管路の整備を進める。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 南芦屋浜地区については、兵庫県企業庁によりその計画と開発が進められているため、開発計画の変更により水道施設の見直しが必要となる。 		

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または 計画の事務局	事業についての備考
	水道施設整備計画(H18～ H41)にて実施		水道工務課	水道施設整備においては, 既存施設の耐震化及び, 延 命化対策にて進める。
平成20年12月六麓荘 整備事業完成時				
平成24年3月に事業認 可変更の手続を見直 し, 計画給水人口, 一日最大級水量を大 きく見直した。これ による条例の改正も 手続を完了してい る。 需要低迷に対して は, 平成26年4月に芦 屋市水道ビジョンを 見直し, 今後の水道 事業の在り方を整理 済みである。				
	水道施設整備業務		水道工務課	平成20年度に更新計画をた て, 施設整備計画(～H41) として事業を継続中
	受託工事業務		水道工務課	残る開発事業については, コンベによる民間企業にゆ だねられており, 受託工事 として継続中

【報告1】 2. 市街地の復興

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 下水道の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の復興にあたっては、耐震性の向上を進めるとともに、南芦屋浜地区での新都市づくりに対応した下水道整備を推進する。 ・ 下水処理水の浄化再生利用に努め、人と環境にやさしい都市基盤を形成する。 	※掲載省略	▶ 公共用水域の水質汚濁防止		
		▶ 都市化に伴う雨水流出量の抑制		▶ 下水道管路の耐震性強化
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 布設替及び管更生工事及び処理区の統合 ・ 新設及び能力不足管渠等の改修 ・ 分流，合流の分離 ・ 貯留管の新設及び分流管の新設 		
		▶ 南芦屋浜下水処理場整備事業の継続実施		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 二期工事の完成 施設能力 9,000人，7,700 m³/日 平成17年 機械設備工事 平成18年 〃 平成19年 電気設備工事 平成20年 屋上広場・場内整備 		
		▶ 下水処理場・ポンプ場施設設備改修事業の継続実施		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水処理棟外部建築設備改修，南宮ポンプ場改修，電気設備改修 ・ 南宮ポンプ場改修，電気設備改修 ・ 電気設備改修 		
				▶ 下水処理水の高度処理
				・ 合流改善・高度処理の設計
<p>□ 兵庫東下水汚泥広域処理事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水処理場から発生する汚泥を広域的、効率的かつ安定的に処理する事業（エースプラン）を推進する。 	※掲載省略		▶ 不純物を取り除くため、し渣除去設備、汚泥洗浄設備の設置が必要となった。	

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または 計画の事務局	事業についての備考
	合流式下水道改善事業		下水道課	
	管路施設改築事業		下水道課	
	雨水浸水対策事業		下水道課	下水道整備については, 10年確率の雨量に対応できるよう整備計画を策定する。
	雨水浸水対策事業		下水道課	
	雨水浸水対策事業		下水道課	
	雨水浸水対策事業		下水道課	
	南芦屋浜下水処理場整備事業		下水処理場	開発等に合わせ計画を推進する。
済			下水処理場	芦屋下水処理場整備事業 南芦屋浜下水処理場整備事業 芦屋下水処理場・ポンプ場整備事業
済				
済				
済			下水処理場	高度処理化に向け計画策定中
	兵庫東流域下水汚泥処理事業		下水処理場	

【報告1】 2. 市街地の復興

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）						
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題		
<p>□ 交通ネットワークの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 東西方向については、広域的避難、救援物資等の輸送能力の増強を図るために、広域幹線道路である国道2号、国道43号を補完する道路として本市と隣接市を結ぶ地域幹線道路の整備を図る。 南北方向については、現状では市街地を南北に貫く主たる道路は宮川線のみであるため、南北方向のコミュニティ交流を促進するとともに、避難、救援物資等の輸送のための代替道路を確保するため、市街地を南北に貫く都市計画道路の一層の整備を図る。 既存の中央緑道、江尻川緑道に加え、本市内に歩行者路、歩車共存道路等の整備を進め、歩行者路のネットワーク化を図る。 空経由での避難や救援物資供給のために、奥池地区、山麓地区及び南芦屋浜地区において、臨時ヘリポートの空間を確保する。また、南芦屋浜地区で海へのアクセスの整備を図る。 	※掲載省略	▶ 事業の必要性等について沿線住民に理解を得る。				
					▶ 南北方向の都市計画街路の整備	
						▶ 歩行者道路のネットワーク化
						<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランの方針の中で、水と緑のネットワークを位置付けて、歩行者を優先した道路づくりに努める。
						▶ 南北交通の円滑な交通処理歩行者の安全確保
				▶ 松浜線、稲荷山線の整備		
		▶ 芦屋市サイン計画でのサインの残整備箇所(64箇所)の整備		<ul style="list-style-type: none"> 市の財政状況等から事業の着手を延期している。 		

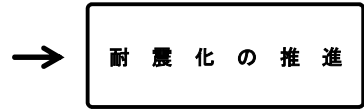
今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または 計画の事務局	事業についての備考
平成22年10月山手幹 線開通				
	都市計画マスタープラン (平成17年3月)		都市計画課	
	都市計画マスタープラン (平成17年3月)		都市計画課	
	都市計画マスタープラン (平成17年3月)		都市計画課	
		山手幹線や総合公園 の整備事業を優先し て実施したため, 当 外道路に対する取組 に至っていない。	都市整備課	
		年次計画の見直しを 行う予定	道路課	

(4) 建築物の耐震・不燃化の推進

【復興方針】 人命の尊重を第一に考えた建築物の耐震・不燃化を推進する。

＜平成17年2月に報告された「芦屋市まち・人・くらし活性化推進懇話会」からの一言＞

被災地において耐震化が進まない理由の一つに財政状況悪化が挙げられる。阪神・淡路大震災の教訓が被災地外で生かされているといったところだ。損害の大きさを考えれば補助制度等を新設してでも全市・全域的な耐震化を進めるべきである。



芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにしたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 公共建築物の耐震性の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 人々が多く集まる学校教育施設、社会教育施設、官公庁施設等の公共建築物の耐震性を強化する。 	※掲載省略	<p>▶ 老朽化した校舎等の建替整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 精道小学校校舎建替整備事業を実施する。 		
				<p>▶ 耐震力が不足する校舎等の耐震補強整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 山手中学校以降の計画は凍結となっている。（精道中、朝日ヶ丘小、潮見小、潮見中、宮川幼～各幼稚園、他）
				▶ 学校園・本庁舎以外の公共建築物の耐震化
<p>□ 建築物の不燃化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の復旧、再建にあたっては、優良建築物等整備事業等の公的助成を活用し、建築物の集合化、不燃化を推進する。 市街地の不燃化を推進するため、防火地域・準防火地域の指定を検討する。 	※掲載省略			▶ 防火地域、準防火地域の指定の検討
		<p>▶ 建築物の安全性に関する市民の意識を高め、良質な建築物の蓄積を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定行政庁による建築行政的確な指導を行う。 		

現在の状況

大半の公共建築物の耐震化を終了し、未了のものについても実施予定である。補助制度により住宅の耐震化も促進された。新たな建築物については、経常事業において、耐震化、不燃化について指導を行っている。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または 計画の事務局	事業についての備考
平成19年10月終了			教育委員会管理 課	
平成23年3月終了				
	公共施設の保全計画		建築課	小規模公共施設は改修工事 の際に実施
	都市計画マスタープラン (平成17年3月)		都市計画課	
	建築指導に関する事務		建築指導課	

【報告1】 2. 市街地の復興

(5) 崖崩れ、水害対策

【復興方針】 地震・火災対策に加え、崖崩れ、水害等の災害対策をさらに講じる。

＜平成17年2月に報告された「芦屋市まち・人・くらし活性化推進懇話会」からの一言＞

（危険個所居住世帯非常時順次通報装置）登録者数の増加を目指した取り組みの強化が必要！

広報内容が周知され、防災意識の向上へとつながるよう、説明会の実施や訓練が必要！

地域ぐるみの危険個所パトロールの実現に向けた仕組みづくりが必要！

ワークショップの開催等、参加型の協働手法の中から住民参加の森林整備を促進！



芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 崖崩れ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 山間部の緑地保全と保水機能の一層の向上を図るよう関係機関等に働きかける。 局地的な崖崩れのための観測機器、情報・通信システムの整備を関係機関等に働きかけるとともに、平常時から多様な広報手段により市民への避難路・避難所の周知に努める。 <p>□ 水害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 崩壊斜面の復旧に際しては、植林化などにより保水機能の向上に努める。 芦屋川、宮川の水害対策のための観測機器、情報・通信システムの整備を関係機関等に働きかけるとともに、平常時から多様な広報手段により市民への避難路・避難所の周知に努める。 	<p>※掲載省略</p>	<p>▶ 六甲山グリーンベルト整備事業の効果的な事業のPR方法と事業に対する市民の意向を把握・反映する仕組みについての検討・確立</p>		
		<p>▶ 市民参加による森林整備等を進めるための条件整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ワークショップ的な手法を用い、地域住民とともに整備計画の策定 		
		<p>▶ おつたえ君（自動接続電話）の活用、居住者登録の更新</p>		
		<p>▶ ホームページの拡充</p>		
				▶ 最新の防災情報の周知

現在の状況

あしや防災ガイドブックや現地説明会により情報提供を行っている。知識やスキルが地域に定着するためには、今後も住民と行政とでともに学んでいく必要がある。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
		本市における整備地 域が保安林で制限が 多く, 地形上も整備 が難しい。	防災安全課	
		本市における整備地 域が保安林で制限が 多く, 地形上も整備 が難しい。	防災安全課	
	防災対策関係事務		防災安全課	防災行政無線に変更
	防災対策関係事務		防災安全課	
	防災対策関係事務		防災安全課	

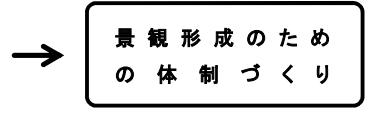
(6) 市街地環境の復興

【復興方針】 災害に対する対応力の強化を図るにあたっては、ゆとりとうるおいのある市街地環境づくりを進める。

＜平成17年2月に報告された「芦屋市まち・人・くらし活性化推進懇話会」からの一言＞

市民・事業者・行政が一体となった都市景観の形成推進のためには、一層の相互理解と意識向上に向けた取り組みが必要！

芦屋市庭園都市宣言は、市の一つの方向性として重要である。あとは、どう具体的に実現に向けた取り組みを進めるか。職員の創意工夫が求められる。



芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 都市景観の形成推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 芦屋らしさを再生、復興するため、ゆとりとうるおいのあるまちづくりを目指した都市景観の向上策を検討し、都市景観について条例の制定、及び条例運用のためのマニュアル・ガイドラインの作成を図る。 市民へ都市景観向上についての理解を得るための普及・啓発を図る。 	※掲載省略			<p>▶ 市民や事業者などの参加による都市景観形成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民的な都市景観形成への理解・意識向上に向けた広報を行う。
<p>□ 都市緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 水と緑豊かな市街地環境を創出するために、「芦屋市都市緑化推進基本計画」に基づき、公共施設及び民有地の緑化を推進し、「花と緑いっぱいのもちづくり計画」を継続して実 	※掲載省略	▶ 庭園都市アクションプログラムの推進		<p>▶ マンション建設等や住宅地の細分化等により、既存の緑が減少している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 芦屋市景観アドバイザー会議による助言や指導等により、まちなみ景観の向上に努める。

現在の状況

平成18年度以降「オープンガーデン」を市民と協働で開催してきたこと、また、助成金交付等に市民による緑化活動を支援してきている。平成27年4月1日に都市景観条例が施行されることに合わせ、今後ますます市民との協働を進めなければならない。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所管課または計画の事務局	事業についての備考
	まちの景観形成等に関する事務		都市計画課	
	庭園都市推進に関する業務		公園緑地課	
	まちの景観形成等に関する事務		都市計画課	

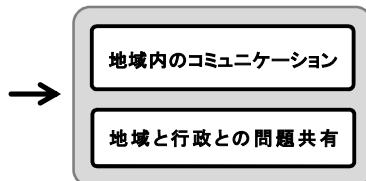
(7) 地域別まちづくりの推進

【復興方針】 地域毎の家屋の被災状況、及び防災上や生活環境上の基盤整備状況に応じた市街地の整備を図る。また、用途地域の見直しや、都市計画マスタープランについては、防災的なまちづくりの視点から検討する。

<平成17年2月に報告された「芦屋市まち・人・くらし活性化推進懇話会」からの一言>

急傾斜地、危険宅地等に関する防災啓発活動については日頃のコミュニティが事前の見回り活動などで生かされること、災害発生時における情報伝達力が決め手になる。

今後は、平時から地域と行政がまちづくりのあり方などについて十分な問題意識を共有し、コミュニケーションを図っておく必要がある。



芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 山麓部緑地ゾーンの復興</p> <ul style="list-style-type: none"> 当ゾーンは、市街化調整区域であり、かつ、砂防指定地、宅地造成規制区域等に指定されているが、昭和42年7月豪雨時においても崖崩れ等が発生しており、治山、砂防について関係機関に整備促進を要望する。 災害を防ぐために、市街地に近接する山麓部において、地滑り防止、崖崩れ防止等の事業促進を図り、市街地の安全確保を図る。 	※掲載省略	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 六甲山グリーンベルト整備事業の効果的な事業のPR方法と事業に対する市民の意向を把握・反映する仕組みについての検討・確立 ▶ 市民参加による森林整備等を進めるための条件整備 ・ ワークショップ的な手法を用い、地域住民とともに整備計画の策定 		

現在の状況

防災の観点から、地域コミュニティの重要性を再確認し、個人情報の保護や個人の地域に対する関心の差異の問題について解決を図っていく必要がある。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所管課または計画の事務局	事業についての備考
		本市における整備地域が保安林で制限が多く、地形上も整備が難しい。	防災安全課	
		本市における整備地域が保安林で制限が多く、地形上も整備が難しい。	防災安全課	

【報告1】 2. 市街地の復興

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 山麓部市街地ゾーンの復興</p> <ul style="list-style-type: none"> 当ゾーンも概ね斜面地であり、昭和42年7月豪雨時においても崖崩れ等が発生している。また、芦屋川、宮川への雨水流出抑制対策にも配慮する必要がある。このため、芦屋川と宮川の治水対策を関係機関に要望するとともに、崖崩れ、水害に対する警戒避難体制の確立を図る。 当ゾーンの被災状況は、市域の中で相対的に全半壊家屋が少ない。また、道路基盤が比較的整っており、原則的には個別建替を支援する。 学校等の防災拠点へ遠い住宅地も存在しており、かつ、延焼遮断帯となる広幅員の道路も少ない。このため、防災生活圏の形成、自主防災組織の育成などの社会環境整備を進めるとともに、避難路の整備を図る。 宅地の復旧にあたっては、専門家による技術指導をはじめ、支援策を検討する。 	※掲載省略	▶ 芦屋川、宮川への雨水流出抑制対策		
		▶ 芦屋川と宮川の治水対策		
		▶ 芦屋市被災宅地二次災害防止対策事業助成金等の交付要綱を設けたが、該当者なし阪神・淡路大震災限定の要綱ではなく、市単独でも、要綱を制定した趣旨に該当する災害に対し、制度を常設することが必要		
		▶ 当該ゾーンにおいては、芦屋市既成宅地防災工事資金融資斡旋制度要綱を設けたが該当者なし補助金等の支援策については、通年、新規適用の予算措置は必要ないが、専決補正等ができるよう配慮が必要		
				▶ 道路の整備、避難路の整備の検討

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	雨水浸水対策事業		下水道課	
	雨水浸水対策事業		下水道課	
		近年において助成金 等の要望や相談が無 く, 必要性が判断で きていない。	建築指導課	
		災害の内容やその緊 急性等により, 必要 な予算が大きく異な り, あらかじめ配慮 しておくことが困難 であるため	建築指導課	
	山手第一地区まちづくり		都市整備課	

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 中心市街地ゾーンの復興</p> <ul style="list-style-type: none"> 全半壊家屋が多い地域で、狭小道路等が多く、また公園等の生活基盤も未整備な地区は、土地区画整理事業や市街地再開発事業、住環境整備事業により公園や歩行者路のネットワーク化、道路緑化、水空間の創出など、アメニティ豊かな環境として整備を図る。 地域中心核において、商業に加え文化・芸術等の本市の新しい魅力につながる都市機能の整備を図るとともに、芦屋のシンボルとなる都市景観の創出に努める。 市街地の復興整備を踏まえた駐車場整備地区の指定を行うとともに、JR芦屋駅周辺において公共駐車場の整備を図る。 全半壊家屋が多いが、道路基盤が比較的整っている地区では、公共的空地の確保などの周辺市街地の環境向上につながる民間主導による住宅建設の共同建替について、優良建築物等整備事業制度等により支援していく。また、協調建替、個別建替などについても支援する。 全半壊家屋が少なく、道路基盤が比較的整っている地区は、原則的には個別建替を支援していく。土地所有者等の意向によっては、隣接土地所有者等との共同・協調建替を支援する。 	※掲載省略		<ul style="list-style-type: none"> 区画整理事業で総合的なまちづくりを実施したことで、地域全体がバランスの取れた街なみとなった。 	
			<ul style="list-style-type: none"> 震災復興事業として早期の着手、完成が必要であったことから、施行者側として地域の意見をまとめるのに時間が限られ、事業の進捗に支障をきたす部分もあった。 通常時にまちづくりの必要性など、住民がまちづくりについての問題意識を持つよう、醸成しておくことが必要 	
			<ul style="list-style-type: none"> 地域中心核の商店街は小売店舗が多く、郊外型の大規模店舗に顧客を奪われている。 個性のある商店街の整備等、中心市街地活性化法に基づく計画が必要 	
<p>□ 海浜部新市街地ゾーンの復興</p> <ul style="list-style-type: none"> 芦屋浜地区は、市域の中では相対的に全壊家屋が少なく、かつ道路基盤が最も整っているため、原則的には個別修理を支援するとともに、液状化に対する県の技術支援を得る。 南芦屋浜地区において、被災市街地の建替、移転等に連動した良質な住宅地の形成とともに、健康増進・福祉機能が充実し、自然環境と共生した未来型のまちづくりを関係機関とともに推進する。 	※掲載省略		<ul style="list-style-type: none"> 液状化に対する支援として、阪神・淡路大震災限定するのではなく、要綱を制定した趣旨に該当する災害に対し、制度を常設することが必要 	
			<ul style="list-style-type: none"> 補助金等の支援策については、通年、新規適用の予算措置は必要ないが、専決補正等ができるよう配慮が必要 	

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
平成15年5月事業終了			都市整備課	
平成15年5月事業終了				
	都市計画マスタープラン (平成17年3月)		経済課 都市計画課	J R 芦屋駅南地区市街地再 開発に合わせて検討する必 要がある。
	J R 芦屋駅南地区まちづく り		都市整備課	
平成23年6月			建築指導課	近年において液状化対策の 融資斡旋の要望がなく, 取 り組みを進められていな い。
		災害の内容やその緊 急性等により, 必要 な予算が大きく異な り, あらかじめ配慮 しておくことが困難 であるため。	建築指導課	

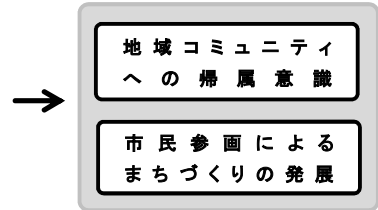
(8) 市民参加の市街地の復興

【復興方針】 市街地の復興にあたっては、市民、事業所と行政が協働して推進する。

<平成17年2月に報告された「芦屋市まち・人・くらし活性化推進懇話会」からの一言>

平素から、まちづくりに関する無関心層を取り込んでおく工夫や仕掛けづくりが必要。コミュニティの活性化を！

今回は災害対応型が多く構築されたが、今後は日常的なまちの活性化を含めた「まちづくり構想」が必要になってくる。そのためにも、より幅広い年齢層からの参加がデザインされていく必要がある。また、支援に関しても補助金の支出等にとどまらず人的、技術的、経験的な支援とともに協働と参画の新たな文化を構築する必要がある。



芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとに来たこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<input type="checkbox"/> 住民意向の把握 ・各種調査を実施し、市民、事業所のまちづくりに対する意向の把握に努める。	※掲載省略		▶ 数多く住民意見を聞く場を設けても、参加しない(出来ない)住民に対する対応に苦慮する。このような住民から事業実施段階でクレームが出され事業進捗に影響するケースがみられる。 ・平素からまちづくりに関する無関心層への取り組みが必要	
<input type="checkbox"/> まちづくり協議会設立支援 ・面的整備等を行う地区については、住民によるまちづくり協議会の設立を支援する。	※掲載省略	▶ 若宮町まちづくり協議会の活動 ・地区計画によるまちづくりルールの策定 ▶ JR芦屋駅南地区まちづくり研究会 ・再開発事業の再開	▶ まちづくり活動は、地域の意見を幅広く集約しながら進める必要があることから、協議会の主なメンバーは、地域の各種階層、各種団体からの参加が望ましいが、若干構成が偏ってしまった。 ・平素からまちづくりに関する無関心層への取り組みが必要	
<input type="checkbox"/> まちづくり専門家等の活用 ・市民参加による市街地の復興において、まちづくりの専門家または機関の活用を図るため、その受け入れ体制を整備する。	※掲載省略		▶ まち協活動には専門家の協力が必要であり、西部地区ではアドバイザー5名(大学の3先生外2名)がまち協活動を支援しているが、ボランティアとしての協力となっていることから、時間的な制約が大きく、住民意見を取りまとめるにも時間がかかってしまい、結果的に事業進捗に影響するなどの問題があった。 ・スムーズなまち協活動ができるように、コンサルタント等の派遣をしたり、活動支援できる環境整備を図る。	

現在の状況

復興事業の過程において、地域と行政が話しあってまちづくりを進める協働の文化が、本市の新しい文化として定着した。「集会所トーク」や「まちづくり懇話会」を始め、計画策定への参加や、各事業の運営においても、地域と行政の協働は進んでいるが、地域住民のリーダーや行政職員が世代交代していく中、この文化を継承し発展させていく必要がある。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	地区計画等の策定に関する 事務		都市計画課	
	地区計画等の策定に関する 事務		都市計画課	
	地区計画等の策定に関する 事務		都市計画課	
	J R 芦屋駅南地区まちづく り		都市整備課	
	地区計画等の策定に関する 事務		都市計画課	

3. 住宅の復興

(1) 災害復興住宅の建設

【復興方針】 被害を受けた市営住宅の復旧とともに、被災者向けの災害復興住宅を建設する。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目 (具体的施策)	② 実施してきたこと (実施事務事業)	③ 実施できたことの今後の継続 的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で 発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<input type="checkbox"/> 公営住宅の建設・建替等 ・ ひょうご住宅復興3ヶ年計画に連動した芦屋市住宅復興3ヶ年計画に基づき、震災によって被害を受けた市営住宅の建設・修繕、建替を行うとともに、新たに災害復興公営住宅の建設を行う。	※掲載省略			▶ 老朽化している昭和40年代以前に建設された住棟の建替え時期を迎えている。
<input type="checkbox"/> 準公営住宅の建設 ・ 「特定優良賃貸住宅制度」を積極的に活用し、準公営住宅を建設する。 ・ 兵庫県住宅供給公社や住宅・都市整備公団による賃貸住宅の誘致に努める。	※掲載省略			▶ 特定優良賃貸住宅は、近傍同種の住宅と比較して家賃が高い。 ・ オーナーとの契約による家賃の減額協議
				▶ 特定優良賃貸住宅空家への入居誘導するため市独自による家賃補助制度の検討
				▶ 賃貸住宅の誘致が引き続き必要か検討が必要

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	市営住宅等ストック総合活用計画に係る建替等業務		住宅課	
平成16年10月				
平成22年12月				
		検討結果として、賃貸住宅の誘致は不要	住宅課	

【報告 1】 3. 住宅の復興

(2) 面的整備地域における住宅の改善と供給

【復興方針】 面的に整備する住宅地については、より防災性を高めるとともに、緑豊かな住環境を形成する。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 面的被災住宅地における良好な住宅建設及び住環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災が甚大であり、かつ、道路、公園等の生活基盤の整備が必要な地域については、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の公的事業制度を適用し、住宅の改善と供給を図るとともに、公園の設置や緑豊かな道路等の住環境整備を図る。 	※掲載省略		<ul style="list-style-type: none"> 建物が密集した既成市街地での土地区画整理事業で、住市総等の事業により住宅を供給するあたっては、当初からまとまった宅地を確保することは困難なため集約した換地に建設することになるが、換地位置を決める（仮換地指定）までの手続きに長い時間がかかり、タイムリーな入居が出来なかった。 建物が密集した既成市街地での土地区画整理事業では、住市総等の事業で住宅建設を急ぐ場合は、区画整理事業地内に種地がある場合や、仮換地指定が早期にできるなどの場合は別とし、地区外に建設用地を確保した方が、事業効率はよい。 	
<p>□ 密集住宅地区の住宅改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模住宅などが密集している地区は、住環境整備事業により、公共施設、生活関連施設の整備を含め住宅の集団的供給を図る。 				

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
平成17年2月				

【報告 1】 3. 住宅の復興

(3)住宅復興支援

【復興方針】 住宅形態に応じた住宅復興支援を行うとともに、狭小宅地の建替については、建物共同・協調化を誘導するなど、良好な住環境を形成する。

＜平成17年2月に報告された「芦屋市まち・人・くらし活性化推進懇話会」からの一言＞

事業量は財政的な面では十分に精査されるべきものだが、事業実施に際してはその市や市民が元来持っていた様々な文化を継承しながら慎重に実施されるべきである。
その意味からいえば、「できたこと・できなかったこと」よりも、むしろやらなかった事ややり方や過程の中で工夫したことなどのソフト面が今後引き継がれていくことが大切であり、その面からの総括・検証を行って欲しい。

→ まちの再建にあたって重要視したことや基準となったものの検証

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 個別建替・修繕支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別に建替・修繕を行う場合に、県・市の低利長期融資制度や県の利子補給のある住宅金融公庫資金融資制度を斡旋する。 <p>□ 集合住宅の建替・修繕支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 集合住宅の建替・修繕を行う場合に、県・市の低利長期融資制度や県の利子補給のある住宅金融公庫資金融資制度を斡旋するとともに、建替においては優良建築物等整備事業制度による助成を活用できるように誘導する。 再開発コーディネーター等の専門家の協力を得て、集合住宅の建替・修繕を支援する。 	※掲載省略		<p>▶ 対象者に対する融資条件、特に、融資限度額、所得制限及び年齢条件について緩和の方向で検討を要する。</p>	

現在の状況

地域とともに進めるまちづくりと景観という2つの大きな柱を基準に復興を進め、今日も本市の基準となっている。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
		平成16年度で新規受 付終了済み。	住宅課	

【報告 1】 3. 住宅の復興

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 共同・協調化建替支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地の中で、複数の権利者が共同建替を行うもの、また個別建替の際に近隣と協調して建替を行うものについては、街並み景観デザイン・ガイドライン等により、公開空地、壁面後退等で公共的空間を確保した良好な住宅の形成を誘導する。 県の民間住宅共同化支援制度（利子補給）の活用を誘導する。 一団として被災した住宅地等のうち、優良建築物等整備事業制度の適用要件に合致するものについては、助成を行い、復興の促進を図る。 一団として被災した住宅地で道路基盤が未整備な地区のうち、民間が共同して再開発事業を実施する場合、市街地再開発事業の要件に合致するものについては、同事業による助成を行い住宅等の整備を支援する。 	※掲載省略		<p>▶ 共同・協調化建替は、権利者の合意形成が難しいため、長期間を要する。</p>	
			<p>▶ 共同化建替については、建物の高度化等のため、周辺住民との協議、調整に時間を要する。</p>	
			<p>▶ 建築物の高さや容積率など現行の建築基準法の規定に適合しない老朽化した集合住宅の建替が円滑に進められるような制度的枠組みの検討</p>	
<p>□ 各種相談等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市も参画している芦屋総合住宅相談所を活用して、住宅形態に応じた住宅復興に関する各種相談・指導及び情報提供を行う。 	※掲載省略	▶ 支援体制の充実 相談業務が多種多様に涉るためこれに対応できる支援体制		

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
		優良建築物等整備事業は被災した集合住宅等の建替え支援を目的として制定された制度で、現在は目的を達成している。	都市整備課	
		優良建築物等整備事業は被災した集合住宅等の建替え支援を目的として制定された制度で、現在は目的を達成している。	都市整備課	
		この問題は芦屋市のまちづくりにとって大きな課題であり、従前居住者の権利とまちづくりの方針、平等性等を照らし合わせ、決断しなければならないが、実際に建替え相談がない中では議論さえできないため。	建築指導課	
平成25年3月				総合的な住宅相談窓口は設置済み(平成24年度)。ただし、住宅復興の需要はない。

【報告1】 3. 住宅の復興

(4) 良質な居住環境の形成

【復興方針】 新しい芦屋の景観の創出につながるるとともに、良質な住環境を有する住宅供給を図る。

<平成17年2月に報告された「芦屋市まち・人・くらし活性化推進懇話会」からの一言>

景観は長い歴史を経て、市民が創ってきた文化である。守るのも、育てるのも市民が主になって取り組むことが出来る仕掛けが必要である。



市民主体の景観創成

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<input type="checkbox"/> 街並み景観デザイン・ガイドラインの策定・誘導 街並み景観及び住環境に関するデザイン・ガイドラインを策定し、住宅の建替者に対して、調和のとれた景観形成の誘導を図る。	※掲載省略	▶ 良質な居住環境の形成のため、建築主による2項道路部分の後退整備を誘導する。 ・ 建築主に2項道路規定趣旨の理解と自主的な後退協力を求める。		

(5) 多様な住宅の整備

【復興方針】 住宅の供給にあたっては、多様な方法により良質な住宅の整備を進めるとともに、高齢者や障害者に配慮した公的住宅を供給する。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<input type="checkbox"/> 良質な住宅の整備 ・ 住宅の建設にあたっては、開発指導要綱等の遵守により、良質な住宅の整備が行われるよう指導する。 ・ 良質な公的住宅の供給を県、公社、公団に要望する。 ・ 市街地再開発事業地区において、良質な公的住宅等の供給を図る。	※掲載省略			▶ 市街地再開発事業地区における公的住宅等の供給の検討
<input type="checkbox"/> 高齢者や障害者対応の公的住宅の供給 ・ 高齢者や障害者対応の公的住宅の供給を関係機関とともに推進する。	※掲載省略			▶ 被災高齢者自立支援事業が平成16年度で終了が予定されている中で、南芦屋浜地区災害復興公営住宅における24時間相談体制の維持 ▶ 高齢者・障害者対応の公的住宅の必要戸数の把握と緊急時の対応 ・ 対象者の把握 ・ 緊急システムの受け皿となる施設の検討

現在の状況

緑化活動への助成制度や全市をあげてオープンガーデンを行うなど、市民が主体的に景観を育てる風土が定着している。歩行喫煙やポイ捨て禁止のマナー条例は、比較的市民に受け入れられ守られていると考えられる。カラス被害などの課題については「ごみステーションのカラス被害対策ガイドブック」を全戸配布し、より美しい景観に向け、地域と行政で協力していく。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所管課または計画の事務局	事業についての備考
	狭隘道路整備事業		建築指導課	

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所管課または計画の事務局	事業についての備考
		検討結果として、公的住宅等の供給は不要	住宅課	
	在宅支援事業		高齢福祉課	
	緊急・災害時要援護者台帳 住宅課と連携		高齢福祉課 高齢福祉課	

4. 道路の復興

(1) 都市間道路交通網の整備

【復興方針】 道路交通のネットワークの向上を図り、災害発生時における国道2号、国道43号等の広域幹線道路を補完する地域幹線道路を拡充する。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとに来たこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 山手幹線の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 延焼遮断帯として、また災害発生時における避難、救援物資等の輸送のため、国道2号、国道43号等の広域幹線道路を補完する地域幹線道路として山手幹線を整備する。 	※掲載省略	<ul style="list-style-type: none"> 事業の必要性等について沿線住民に理解を得る。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 芦屋川トンネル工事に伴う芦屋川右左岸沿い既存樹木の移植などによる保全 		
		<ul style="list-style-type: none"> 環境対策についての理解と協力を得る。 植樹帯を設置し、道路緑化に努めるとともに、残地を活用し、防災施設整備や緑化を図ることとし、植栽の樹種や環境対策及び残地利用計画等について地元の方々と協議し理解と協力を得る。 		
				<ul style="list-style-type: none"> 完成後の大気、騒音等の環境測定
				<ul style="list-style-type: none"> 維持管理への地元協力 道路植栽及びポケットパークの維持管理に協力を求める。
<p>□ 隣接都市との接道道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 南芦屋浜地区を含む臨海部での東西方向への避難、救援物資等の輸送のため、神戸市と接続した道路を整備する。 避難、救援物資等の輸送のため、鳴尾御影線の整備を西宮市へ働きかける。 	※掲載省略			

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
平成22年10月山手幹 線開通				
平成22年10月山手幹 線開通				
平成22年10月山手幹 線開通				
	山手幹線環境測定業務委託		道路課	
平成22年10月山手幹 線開通				

【報告1】 4. 道路の復興

(2)生活循環軸のネットワーク化

【復興方針】市内の地域間のコミュニティ交流の活性化を図るため、道路のネットワーク化を図る。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにしたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 格子状の生活循環軸の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域間のコミュニティ交流の活性化を図るとともに、避難、救援物資等の輸送のための代替道路の確保と延焼遮断帯の形成を図るために、格子状の道路網（生活循環軸）を形成するように段階的に整備路線を定める。 ・ 生活循環軸の基幹道路となる松浜線、川東線（国道43号～国道2号）、稲荷山線（駅前広場東線～山手線）、川西線（国道2号～山手幹線）の整備を図り、整備済み生活循環軸とあわせて格子状の道路網の形成を図る。 ・ 南芦屋浜地区と市街地の南北方向への避難、救援物資等の輸送のため、芦屋浜線を整備する。 	※掲載省略			<ul style="list-style-type: none"> ▶ 東西道路の整備状況に比べ、南北道路の整備状況が悪く格子状の生活循環軸の整備が遅れている。
				<ul style="list-style-type: none"> ▶ 南北交通の円滑な交通処理歩行者の安全確保 ▶ 松浜線、稲荷山線の整備 ・ 市の財政状況等から事業の着手を延期している。
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 西宮市との連絡部（湾岸道路南側）の2車線の早期着手を県に要望している。 		
<p>□ 駅前広場の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JR芦屋駅南口において、海浜部新市街地ゾーンからのJR芦屋駅への通勤・通学輸送の増大に対応するとともに、地区の活性化と市街地整備とをあわせて、緑豊かな駅前広場を整備する。 	※掲載省略			<ul style="list-style-type: none"> ▶ JR芦屋駅南地区の駅前広場の整備 ・ 市の財政状況等から事業の着手を延期している。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	都市計画マスタープラン (平成17年3月)		都市整備課	
	都市計画マスタープラン (平成17年3月)		都市整備課	
		山手幹線や総合公園 の整備事業を優先し て実施したため, 当 該道路への取り組み に至っていない。	都市整備課	
	都市建設部一般事務		都市建設部総務 課	
	J R 駅南地区まちづくり		都市整備課	

【報告1】 4. 道路の復興

(3) 自然環境豊かで人にやさしい道路環境の創出

【復興方針】 高齢者や障害者にやさしく、アメニティ豊かな道路環境を創出する。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<input type="checkbox"/> 自然環境の導入を図った道路の整備 ・道路の整備にあたっては、歩行者や自転車通行の安全性に配慮して、緑や水を導入したアメニティ豊かな道路環境の形成を図る。	※掲載省略	▶ 幹線道路の改良工事により、歩道の美装化及び緑化を図る。 ▶ 道路緑化等とバリアフリー化との整合性の検討 ・道路構造令の改正により歩道幅員は2m以上と規定されたため、連続植栽部についてはバリアフリー化との調整が必要		
<input type="checkbox"/> 歩行者優先道路等の整備 ・子供、高齢者、障害者にやさしく、安全で快適な歩行者路や歩車共存道路等、歩行者優先道路の整備を進め、生活関連施設、公園、文化・歴史的資源を結びネットワーク化を図るとともに、緑豊かな道路として整備を図る。また、災害発生直後における避難、救援物資等の輸送のための道路として活用を図る。 ・南芦屋浜地区の新市街地の形成にあわせ、人と人との交流や安全な通学路等の確保を目指し、宮川緑地文化軸を形成する歩行者用連絡橋の整備を推進する。	※掲載省略			▶ 特定交通安全施設等整備事業 ・通学路等の歩道設置など交通安全施設整備（国庫補助事業） ・道路構造令の改正により歩道幅員は2m以上と規定されたため（国庫補助対象も同様）、既成市街地内での歩道設置には道路拡幅が必要

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	芦屋市緑の基本計画		都市計画課	
	都市計画マスタープラン(平 成17年3月)		都市計画課	
平成23年3月 平成23年3月			都市計画課	都市計画マスタープラン (平成17年3月)

5. 公園・緑地の復興

(1) 公園等の復旧

【復興方針】 震災によって被害を受けた公園・緑地等の復旧に加え、仮設住宅用地に利用している公園については、その利用後に復旧を図る。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<input type="checkbox"/> 公園・緑地・緑道・広場の復旧 ・震災によって被害を受けた公園、緑地、緑道、広場を復旧するとともに、仮設住宅用地に利用している公園については、その利用後、復旧を図る。	※掲載省略			

(2) 公園・緑地の拡充

【復興方針】 本市の公園の整備状況（1人当たり都市公園面積）は、市全域で4.3㎡/人で兵庫県平均8.5㎡/人（平成5年3月現在）に比べて不足しており、また地区毎の整備状況にもバラツキがある。このため、公園・緑地が不足しているゾーンや整備可能なエリアにおいて積極的に公園・緑地を拡充していく。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<input type="checkbox"/> 地域中心核における都市公園の拡充 ・本市の中では、人口密度が高く、アメニティ空間の必要性が高い中心市街地ゾーンにおいて、公園面積が不足しており、地域中心核における面的整備事業にあわせて都市公園の整備を図る。	※掲載省略	▶ 中心核における緑地や公園の整備 ・中心核において集合住宅建築時での提供公園の整備に努め、また、山手幹線などの中心市街地を通る街路事業においてできるポケットパーク等に樹木等を植栽し、緑地や公園の整備に努める。		▶ 区画整理事業により公園整備が図れ、地域の防災機能は大幅に強化されたが、今後の維持管理をどうするかが課題 ・地域住民が育成、管理することにより、公園への愛着が芽生え、地域コミュニティーの創出につながる。
		▶ 防災公園としての位置付け ・ミニ防災公園として市民の避難場所としての位置付け ・防火遮断帯としての有効活用を図る。		

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	都市公園施設整備事業		公園緑地課	
	都市公園・街路樹維持管理 事業		公園緑地課	
	防災拠点の維持管理		防災安全課	
	防災拠点の維持管理		防災安全課	

【報告1】 5. 公園・緑地の復興

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 山際緑地核の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然に親しむ環境の拡充を図るため、山麓周辺において公園・緑地空間の整備を図る。その中で、霊園及びその周辺を山際緑地核と位置づけるとともに、広域避難地の機能を持たせる。 	※掲載省略			▶ 広域避難地としての設備拡充
<p>□ 海際緑地核の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の余暇時間における多様な行動ニーズに応えるとともに、水と緑豊かな環境を創出するため、南芦屋浜地区において総合公園及び海に親しむ海際緑地を整備する。 ・ 総合公園には、耐震性飲料・消火兼用貯水槽の設置を図るとともに、ライフラインを災害に対応力のあるシステムで構築し、広域避難地としての機能を持たせる。 	※掲載省略	▶ 補助事業の採択（補助制度の移行）		▶ 南芦屋浜地区整備後の維持管理費
		▶ 旧促進事業から住宅市街地整備総合支援事業		・ ボランティア等市民の協力を得る方法を考える。
		▶ 広域避難地としての設備拡充		
<p>□ 緑地文化軸の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央緑道～江尻川緑道の緑地軸につながる、芦屋川、宮川、東部の3つの緑地文化軸を緑のネットワークの基軸とし、水と緑に親しめる空間整備を図る。 ・ 中でも芦屋川緑地文化軸は、本市を代表する都市景観を有した軸であり、シンボル性を高めるため、芦屋川左岸道路のモール化を検討する。 	※掲載省略			▶ 山際及び緑地文化軸での整備
				▶ 芦屋川左岸道路モール化の検討

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	防災拠点の維持管理		防災安全課	
	都市公園・街路樹維持管理 事業(南芦屋浜地域)		公園緑地課	
	都市公園・街路樹維持管理 事業(南芦屋浜地域)		公園緑地課	
平成16年4月			公園緑地課	
平成16年3月			公園緑地課	
	都市計画マスタープラン(平 成17年3月)		都市計画課	
	都市計画マスタープラン(平 成17年3月)		都市計画課	

【報告1】 5. 公園・緑地の復興

(3)防災公園としての整備

【復興方針】 防災性の高いまちづくりの一環として、主要な公園については防災拠点としての役割を担い、その整備を図る。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
□ 防災公園としての整備 ・公園の整備に際しては、樹木による防災効果の十分な活用を図るとともに、地区防災拠点とする公園については、防火水槽、防災資機材倉庫、給水施設等を公園の下部(地下)利用も考慮し設置を図る。	※掲載省略	▶ 公園等の整備にかかる防災拠点の整備		
		▶ 防災公園としての位置付け ・公園内の消防水利及び防災倉庫の整備 ・自主防災組織との訓練継続を図る。 ・市民との協働に努める。		
				▶ 安定した水の供給を行うため、水道施設整備を総合的に見直すにあたっては、施設の代替機能の整備をも含め新規用地の確保が必要となる。事業費並びに機能面を精査した上で、公園用地等の公共施設の土地利用について多目的な有効利用を図る。(公共施設の共有化) ・今後、施設整備を総合的に見直すにあたっては、ポンプ施設・送水管等の設置を検討し協議を進める。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	防災拠点の維持管理		防災安全課	
	防災拠点の維持管理		防災安全課	
	防災総合訓練		防災安全課	
	防災総合訓練		防災安全課	
	平成17年度において施設整備計画(H18～H41)で事業認可にそった新設の構造物を計画したが、平成21年では、既存施設の更新・耐震化へと内容を見直している。 そのため、具体的には、配水池の更新にあたって、既存の施設を耐震化し延命化を目指す。工事にあたっては、一時的に代替機能により配水池を休止して実施しようというもの		水道工務課	緊急時の耐震性貯水槽の設置においては、公園や公共施設内に設置済みであるが、水道施設整備においては、代替地の確保は難しく、既存での用地で整備可能な施工方法にて検討中

6. コミュニティの活性化

(1) コミュニティ活動の促進

【復興方針】 災害発生時の助け合い、協力の基盤となる地域住民が連帯し、協働する地域社会の形成を一層促進していくために、平常時から生涯学習やボランティア活動等を通じたコミュニティ活動を支援する。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目 （具体的施策）	② 実施してきたこと （実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続 的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で 発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
□ 地域福祉活動・生涯学習支援 ・ 地域福祉活動、生涯学習を支援するとともに、各地域間のボランティアが相互に交流するための支援を行うとともに、指導者の育成に努める	※掲載省略			▶ 人材発掘とコーディネートのお組 みづくり
				▶ 福祉分野だけではない幅広いボ ランティア活動のネットワークづく り
				▶ 地域の課題解決に取り組むコミュ ニティ活動への支援
				▶ 市民団体の役員のおれ替わりが ない、後継者が育たない。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	地域福祉活動推進事業 生涯学習推進事業 社会教育関係団体支援・育 成事業 地区集会所管理運営事業 市民参画・協働推進計画(平 成20年2月)		地域福祉課 生涯学習課 市民参画課	あしや市民活動センターで 継続的に実施している。 (人材発掘・育成を目的とし た地域のボランティアコー ディネーター育成事業)
	ボランティア活動への助成 社会教育関係団体支援・育 成事業 市民参画協働推進計画(平成 20年2月)		地域福祉課 生涯学習課 市民参画課	あしや市民活動センターで 継続的に実施している。 (市民活動団体ネットワーク 支援事業)
	地域福祉活動推進事業 コミュニティスクール関係 事業 地域課題解決の仕組みづく り事業		地域福祉課 生涯学習課 市民参画課	自治会・NPO・ボラン ティア団体等が、地域の課 題解決に取り組む仕組みづ くりを支援している。
	生涯学習推進事業 社会教育関係団体支援・育 成事業		生涯学習課	

【報告1】 6. コミュニティの活性化

(2)コミュニティ施設の充実

【復興方針】 コミュニティ活動の基盤となる施設の充実を図る。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<input type="checkbox"/> 地区集会所の整備 ・ 地区集会所の未整備な地区においては順次整備を図るとともに、施設老朽化が進んでいる地区集会所の改善を図る。 ・ 地区集会所は地区防災拠点を兼ねるものとし、厨房設備、情報通信機能を整備する。	※掲載省略			▶ 竹園集会所の建替え
				▶ 三条地区の集会所の新設
				▶ 防災無線の設備更新時にデジタル化を目指す。
<input type="checkbox"/> 学校施設の整備 ・ 「地域に開かれた学校」にするために、学校施設を住民が利用しやすいように、引き続き計画的に整備する。	※掲載省略			▶ 校舎等の大規模改造の推進 ・ 現在、凍結となっているが、財政状況を見ながら進めていく。
		▶ 老朽化した校舎等の建替整備の推進 ・ 精道小学校校舎建替整備事業を実施する。		
		▶ その他小規模な施設整備など ・ 通常の施設整備の中で対応していく。		

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
平成25年9月				
平成24年4月				
平成22年4月				
	小学校施設整備事業 中学校施設整備事業 幼稚園施設整備事業		教育委員会管理 課	計画的に進めているが、直 近ではH28・H29に浜風小学 校を改修予定
	小学校施設整備事業 中学校施設整備事業 幼稚園施設整備事業		教育委員会管理 課	岩園幼稚園をH27・H28 山 手中学校をH29・H30 精道 中学校をH31・H32に建替え の予定
	小学校施設整備事業 中学校施設整備事業 幼稚園施設整備事業		教育委員会管理 課	

7. 自立・循環型環境の創出

(1) 人と環境にやさしい都市基盤の整備

【復興方針】 市街地の復興にあたって、人と環境にやさしい都市基盤の整備を進める。

<平成17年2月に報告された「芦屋市まち・人・暮らし活性化推進懇話会」からの一言>

造って、そのまま維持管理を地域でというのは理解されない。災害を経験した地域にとって公園や緑地が如何に大切かという啓発がなされなければならない。



防災上の機能についての認識共有

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 自立・循環型の都市基盤整備の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 井戸・雨水の活用、下水処理水の浄化再生利用等の自立型水循環システムなど、環境にやさしいだけでなく、災害にも対応力のある自立・循環型のシステムの導入を検討する。 	※掲載省略	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設での井戸・雨水などの活用の推進 精道小学校校舎等建替の中で、非常用照明設備の設置や、現在ある井戸を活用し便所排水や散水などに利用していく。 		<ul style="list-style-type: none"> 民有地の井戸水の利用状況の把握 非常時に協力してくれるところだけでも地図に入れる。 井戸水利用に関する所管課がない。
<p>□ 環境資源を生かした都市基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然や景観などの芦屋の豊かな環境資源をより生かすため、公園・緑地の整備や沿道・公共施設の緑化、さらに芦屋川での親水空間の整備などを進める。 	※掲載省略	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した校舎等の建替整備の推進 精道小学校建替事業の中で植栽整備をしていく。 		<ul style="list-style-type: none"> 既存樹木活用のための仮置場の確保 ストックヤードの確保やいわゆるグリーンバンク制度の創設等

現在の状況

地域によって集団清掃、環境保護や緑化の活動が行われ、小・中学校での環境学習やパンフレットにより啓発が行われているが、引き続き住民同士の交流の中で、意識を共有し、持続可能な形で進めていけるよう、市が協力していくことが必要である。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	芦屋市環境計画等推進事業		防災安全課	
		情報提供と情報利用 が困難	防災安全課	実施に向かって検討中
	政策の企画及び総合調整に 関する事務		企画課	
		既存樹木の需要と供 給のバランスがとれ ないため	公園緑地課	
平成19年10月				岩園幼稚園をH27・H28 山 手中学校をH29・H30 精道 中学校をH31・H32に建替え の予定

【報告 1】 7. 自立・循環型環境の創出

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<input type="checkbox"/> 廃棄物処理施設の強化と整備 ・ ごみ焼却施設の整備を図る。 ・ 粗大ごみ処理及び資源等のリサイクル推進のために「リサイクルプラザ」の整備を図る。	※掲載省略	▶ 広域によるその他プラスチックの処理を検討中 ・ その他プラスチックの処理に伴うストックヤードの建設工事		
				▶ ごみ焼却施設が平成22年度以降更新の時期がくるが、その時期を見計かる必要がある。
				▶ リサイクルプラザの建設工事
				▶ 旧焼却施設の解体工事
<input type="checkbox"/> ごみ収集真空輸送システムの採用 ・ 南芦屋浜地区において、ごみ収集真空輸送システムの採用を図る。	※掲載省略	▶ パイプライン施設の運搬施設（輸送管）の補修工事		
			▶ 南芦屋浜地区のパイプライン施設整備事業が平成14年度から中止になった。	
				▶ 既設パイプライン施設の今後の見通しの検討

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
		その他プラスチックを分別しない自治体や運搬費用が掛かるので独自で処理するなど、各市の取扱いが違ったため、平成18年度に広域処理ができないと判断された。	環境施設課	
	ごみ焼却施設制御に関する改修事業		環境施設課	
		建設計画を震災により一旦中止し、平成13年度の実施計画事業で計画したが「財政再建期間中は凍結」となった。現在、旧焼却施設で燃やさないごみを選別しているが、耐震性も考慮し、総合的な検討を要す。	環境施設課	
		次期のごみ焼却施設の用地とする必要がある。燃やさないごみの集積場所、選別場として使用しているため、リサイクルプラザを含めた総合的な検討が必要となる。	環境施設課	
	パイプライン維持管理事業		環境施設課	
	パイプライン維持管理事業		環境施設課	
	パイプライン維持管理事業		環境施設課	

【報告1】 7. 自立・循環型環境の創出

(2) 環境を大切にされた生活文化の育成

【復興方針】 環境づくりの主人公である市民等が、環境に目を向け、より良い環境を自主的に創出していく生活文化の育成を図る。

<平成17年2月に報告された「芦屋市まち・人・くらし活性化推進懇話会」からの一言>

環境問題への取り組みは、環境ボランティアに止めず、まちづくり全体の課題と捉えた人的なネットワークが必要



市全体で取り組む
ネットワークづくり

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 環境学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「芦屋市環境計画」に基づき、市民・事業者が環境の本質を理解し、環境を大切にする心を育む環境学習を、生涯学習や学校教育と連携しながら進める。 市民等が生き物と直接ふれあうことができるような場づくりに努める。 	<p>※掲載省略</p>			<ul style="list-style-type: none"> ▶ 環境計画推進事業における市民参画での取組の再検討
				<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民・事業者・行政のネットワークづくり
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公民館環境問題講座における環境学習のリーダー養成講座後活躍できる場の提供等 		
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水生生物調査で、小学生低学年にも理解してもらうための検討 ・ 小中学校の教師の協力を得て、より充実したものにしていく。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 本来の目的があいまい(大気環境保全への意識づけ)になっているので、方法の再検討が必要 		
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 環境意識の啓発 ・ 県等、関係機関からのビデオ貸し出し制度を利用していく。 ・ 環境パネル展のテーマを工夫し、今後も継続する。 				

現在の状況

市民全体で取り組めるネットワークのあり方について研究が必要である。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	芦屋市環境計画等推進事業		環境課	
	芦屋市環境計画等推進事業		環境課	
	講演・講座・学級・教室等 の開催		公民館	
	環境教育推進・自然学校推 進事業		学校教育課	
平成26年2月				
	芦屋市環境計画等推進事業		環境課	
	芦屋市環境計画等推進事業		環境課	

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ より良い環境の創造に向けた実戦的な態度を育成する。 ・ 様々な活動を通じて、自然に親しみ、自然の恵みに対する感謝の心や自然に対する畏敬の念を育てるなど、豊かな感性を養う。 ・ 教育活動を通して、環境問題に対する継続的な取組が行えるよう工夫する。 ・ 家庭や地域と連携してリサイクル、省エネルギーなどに取り組みより良い環境作りに対する実践的態度を育む。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ コミスクや地域の方々と連携した学校での環境学習の推進 		
		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 環境問題への理解を深める。 ・ 教育活動全体を通して、次世代にわたる人間の環境に対する責任と役割を理解するよう指導する。 ・ ゴミなど身近な問題から地球規模の環境問題にまで幅広く関心を持つよう指導する。 		
<input type="checkbox"/> 環境ボランティアの育成 ・ 支援より良い環境づくりを支える環境ボランティアの育成、支援を図る。	※掲載省略			<ul style="list-style-type: none"> ▶ 環境ボランティアだけでなく、まちづくり全体としてのネットワークづくりへの行政の支援のあり方
<input type="checkbox"/> リサイクル社会に向けての広報・普及 ・ 市民・事業者における省資源化、リサイクル化、廃棄物の減量化を推進するための啓発活動をさらに強化する。	※掲載省略	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民参加型のリサイクル事業を展開する。 		

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	環境学習		学校教育課	
	環境学習		学校教育課	
	環境学習		学校教育課	
	クリーン作戦 リサイクル運動		学校教育課	
	校外学習・園外保育・ 自然学校・修学旅行		学校教育課	
	環境学習		学校教育課	
	芦屋市環境計画等推進事業		環境課	多種多様な環境保全活動が展開される実状から、「環境」視点でのネットワーク構築にはスキルや主張の違いによる課題があり、さらに「まちづくり全体」を視野に入れたネットワークづくりへの行政の支援に関しては、景観、緑化、建築規制等も踏まえた庁内連携のうえでの検討が今後必要である。
	環境問題啓発事業		環境施設課	

【報告 1】 7. 自立・循環型環境の創出

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
□ 有効資源の回収事業等の充実 ・ 有効資源の回収事業の充実、廃棄物の再生・再利用の促進、再生品の使用促進等を推進する	※掲載省略	▶ ビン・ペットボトルの資源化率を上げる。		
				▶ ペットボトル以外のトレー等のその他プラスチック製容器の回収

(3) 震災廃棄物処理の推進

【復興方針】 震災によって倒壊した家屋等から発生するガレキ等の早期処分や最終処分地の安定的確保を図る。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
□ 震災廃棄物処理の推進 ・ 震災による倒壊家屋から排出される廃棄物については多様な方法を導入し、迅速・適正処理を図る。 ・ 廃棄物の最終処理は、大阪湾圏域広域処理事業等により推進する。	※掲載省略			▶ ごみ収集が、順次、民間委託化されているが、災害時対応の観点から、ごみ収集車のあり方も含め、職員と車の体制を再検討する必要がある。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	廃棄物の減量・資源化促進 事業		環境施設課	
		その他プラスチック の回収については、 環境処理センターの 敷地に集積場所、選 別場がない。	環境施設課	

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
		民間委託化や収集体 制については近隣各 市の状況を踏まえつ つ、業務の効率性等 の観点から、常に見 直しを検討する必要 があると考えている が、当面は、現在の 委託区域や収集体制 を維持していく考え	取集事業課	

8. 健康づくりの推進

(1) スポーツ・レクリエーションの充実

【復興方針】 災害発生時の助け合い、協力の基盤となる住民相互の交流が盛んな地域社会の形成を図るための一つの仕組みづくりとして、また、高齢化社会に向けて、市民の生涯にわたる自らの健康づくりのために、様々な場所においてスポーツ・レクリエーション活動等の機会を創出するとともに、活動の基盤となる施設の整備を行う。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 多様なスポーツ・レクリエーション機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「スポーツ・フォー・オール計画」に基づき、生涯スポーツを推進するため、全ての市民が、年齢やライフスタイルに応じて、スポーツ・レクリエーション活動を楽しめるように、軽スポーツの普及やスポーツ・レクリエーション大会の開催など、多様な機会の提供に努める。また、「国際チャレンジデー」への参加など、内外を対象とするスポーツ・レクリエーション大会を通して、市民交流や国際交流を推進する。 	※掲載省略	<p>▶ 芦屋市スポーツ振興基本計画に沿って市民一人ひとりがそれぞれの年齢や体力、目的や好みに応じて、いつでも、どこでも、気軽に運動・スポーツを継続して実施できるよう支援し、スポーツ・フォー・エブリワンの実現を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 週1回以上のスポーツ実施率が66%（現在56%）になることを目指す。 ・ 市民がつくるクラブの実現のため、市民のスポーツクラブ加入率40%（現在29%）になることを目指す。 ・ 地域コミュニティの核としての学校体育施設開放の充実 ・ スポーツ施設でのプログラムサービスの充実 ・ 人が安全、快適に歩けるウォーキング環境の改善 ・ 地域スポーツクラブ設立と育成 ・ 各ライフステージに応じたプログラム、交流会、競技会の内容の充実 		

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	<p>芦屋市スポーツ推進実施計画《前期》 ■あしやす スポーツ文化・アクションプ ラン(平成26年3月)</p>		<p>スポーツ推進課</p>	

【報告1】 8. 健康づくりの推進

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年のスポーツプログラムの充実 ヒューマン(人的資源) ・ スポーツ指導者やスポーツリーダー、スポーツボランティアの養成と資質向上を目的とした講習会の実施 ・ 各スポーツ有資格者の発掘と派遣するシステムの確立 ・ のじぎく兵庫国体に向けてのボランティアの育成 		
		▶ 参加者へのPRについての工夫 ボランティアの育成		
				▶ スポーツやレクリエーションを通じた市民交流や国際交流の検討
<input type="checkbox"/> スポーツ団体の交流促進 ・ 各種のスポーツ・レクリエーション団体・グループ等の育成を図るとともに、講習会や普及活動を通じて体育指導リーダーの養成を図る。さらに、グループ相互の交流を図る。	※掲載省略			▶ スポーツ団体や指導者をつなぐネットワーク的な組織づくりの検討

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
のじぎく国体終了	芦屋市スポーツ推進実施計画《前期》 ■あしヤスポーツ文化・アクションプラン(平成26年3月)		スポーツ推進課 スポーツ推進課	
	芦屋市スポーツ推進実施計画《前期》 ■あしヤスポーツ文化・アクションプラン(平成26年3月) 地域生活支援事業		スポーツ推進課 障害福祉課	広報紙, ホームページの掲載や市内小中学校等へチラシを配布しPRに努めている。また関係団体や学校等へボランティアを呼びかけている。
	芦屋市スポーツ推進実施計画《前期》 ■あしヤスポーツ文化・アクションプラン(平成26年3月)		スポーツ推進課	
	芦屋市スポーツ推進実施計画《前期》 ■あしヤスポーツ文化・アクションプラン(平成26年3月)		スポーツ推進課	

【報告1】 8. 健康づくりの推進

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目 （具体的施策）	② 実施してきたこと （実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<input type="checkbox"/> 既存スポーツ・レクリエーション施設の復旧整備 ・ 体育館、青少年センター、川西運動場等の既存スポーツ施設の復旧を図り、建物については耐震性を高めるとともに、災害発生時の地区防災拠点を兼ねる。 ・ 青少年野外活動センターの復旧整備を図り、自然や生き物に親しむ環境の創出を図る。 ・ 高齢者や障害者のみならず、全ての市民が生活空間の中で自らの健康をつくり、多様な世代がふれあい、交流の場となる公園・緑地の復旧整備を図る。	※掲載省略			▶ 体育館・青少年センターの東側部分の耐震化
				▶ 青少年野外活動センターの復旧整備
<input type="checkbox"/> (仮称)総合スポーツセンターの整備 ・ 本市にふさわしいスポーツを中心とした新しいコミュニティの場づくりとして、総合的な拠点づくりを行う。	※掲載省略			

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
平成9年6月			スポーツ推進課	
		平成20年3月に条例廃止	青少年育成課	

【報告1】 8. 健康づくりの推進

(2) 保健・医療の充実

【復興方針】 自らの健康は自らがつくるとい健康観の普及・推進、その健康づくりを支援する保健・医療機能の充実を図る。

<平成17年2月に報告された「芦屋市まち・人・くらし活性化推進懇話会」からの一言>

地域の皆さん、特に患者さんから「芦屋病院」は何を望まれているのでしょうか。そのことが明らかになることと改善の方向性が一致する必要があります。(地域の意向調査)



芦屋病院の改革

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目 (具体的施策)	② 実施してきたこと (実施事務事業)	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 健康づくりの普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化社会に向けて、自らの健康は自らがつくるとい健康観について、保健センターを中心に医療・福祉機関と連携し、健康づくり方法の情報提供等を通して実践活動の普及・啓発に努める。 ・ 市民の自主的な健康づくりを促進する地域組織を育成するため、保健・医療機関と福祉、スポーツ等の各種団体と連携し、ネットワークづくりに努める。当地域組織は、災害発生時の助け合い活動等の基盤づくりを兼ねる。 	※掲載省略	<p>▶ 地域で活動しているグループ・団体へ、スポーツリーダーの派遣や出前講座を継続して実施していく。</p>		
<p>□ 保健・医療・福祉連携による地域の健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健センターが防災生活圏における医療・福祉の機関やボランティアと連携して、地域住民の健康増進・疾病予防に努める体制の確立を図る。 	※掲載省略	<p>▶ ミニ地域ケア会議(9小学校区単位)の情報の共有化</p>		<p>▶ 保健センターの整備(施設の拡張とエレベーターの設置)</p>
<p>□ 休日救急医療の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休日における急病患者的の第一次応急診療業務を在宅当番医制から(仮称)保健福祉総合センターでの応急診療業務に切り替え・休日救急医療の整備を図る。 	※掲載省略			<p>▶ (仮称)保健福祉総合センターの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 着工等は、今後の財政状況を見極めながら検討する。 <p>▶ 夜間の小児科救急医療体制の整備(小児科医の不足)</p>
<p>□ 市立芦屋病院の医療機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市立芦屋病院を地域の中核病院として機能拡充を図るとともに、災害発生時の後方医療機関として位置づける。 	※掲載省略	<p>▶ 市立芦屋病院のあり方検討委員会の答申を踏まえ病院規模の見直しと経営刷新</p>		<p>▶ 小児科二次救急の医師不足解消と広域連携の検討</p>

現在の状況

市立芦屋病院は、平成21年4月から公営企業法全部適用となり、二次救急病院として地域医療に貢献している。形だけでなく芦屋市医師会をはじめとした地域の診療所との綿密な協力関係に立った病診連携により、地元で充実した治療を受けたいという市民のニーズに応えている。また、芦屋市民の生活の質へのニーズの高さに応え、阪神間で最も充実した緩和ケアや個室中心の入院施設を提供している。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	健康増進法に関する事業		健康課	
	健康増進法に関する事業		健康課	
平成22年7月				
平成22年7月				
	救急医療事業		健康課	
平成16年4月				
平成20年4月				

9. 社会福祉の充実

(1)被災者の生活再建支援

【復興方針】 震災によって生活の自立が困難な被災者や遺児への生活支援を行う。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<input type="checkbox"/> 生活再建援護 ・震災によって生活の自立が困難な世帯に対して、生活相談を通じて各種貸付制度等による自立支援を行う。	※掲載省略	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 返済意欲がない仮受人又は保証人に対する有効な償還指導 ▶ 自己破産、所在不明等で回収できない分又は少額償還で最終期限までに償還できない分について、償還期限の延長を被災地全体で国への働きかけ ・ 償還指導により滞納額を減らして行く。 ・ 償還困難な仮受人に対して、少額償還を適用して行く。 ・ 資力のある悪質滞納者については、法的手段の検討も考える。 		
<input type="checkbox"/> 震災遺児激励金の支給 ・芦屋市社会福祉「友愛」基金を活用して、震災の遺児に対して就学激励金を支給する。				
<input type="checkbox"/> ケア付き仮設住宅の運営 ・ケア付き仮設住宅入居中の要介護者に対し、24時間職員を配置し介護サービスを実施する。	※掲載省略		<ul style="list-style-type: none"> ▶ ケア付仮設住宅の運営 ・高齢者や障害者等社会的弱者で援護を必要とする人たちのケアを行ったが、生活援助内容が多岐にわたっており、保健センター等多機関の連携が必要である。 ・ケア付仮設住宅の機能は必要であり、精神的な安定を確保する上で大きな意義をもっているが、専門的職員の確保が課題である。 	

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または 計画の事務局	事業についての備考
	災害援護資金償還事務		生活援護課	
	災害援護資金償還事務		生活援護課	
	災害援護資金償還事務		生活援護課	
	災害援護資金償還事務		生活援護課	
		ケア付き仮設住宅解 済み。	住宅課 高齢福祉課	福祉避難所の設置が優先課 題
		ケア付き仮設住宅解 済み。	住宅課 高齢福祉課	福祉避難所の設置が優先課 題

(2)高齢者の能力の活用

【復興方針】 高齢者が長年蓄積してきた経験、技能、知識等の能力を生かし、生涯にわたって社会に貢献し参加できる機会を確保し、高齢者が地域社会に参加できる仕組みづくりを進める。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 高齢者の生きがいづくり支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が進んで生涯学習等のボランティア指導者等になって社会に関わるなど、長年蓄積してきた経験、技能、知識等の能力を生かす機会の提供を図る。 ・ 高齢者の地域スポーツ・レクリエーション活動への参画を促し、地域の幅広い年齢層の交流促進を図る。 	<p>※掲載省略</p>	<p>▶ ひとり暮らし高齢者等で、家に閉じこもりがちな者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成12年度から制度化した「生きがい活動支援事業」を継続する。 		
		<p>▶ 芦屋川カレッジにおいて多様な講座を展開するとともに、係活動も実施し、知識や技能を身に付けるだけでなく、人間関係を深めることができつつある。卒業後に地域のリーダーとして活動できる力を育成することが課題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会の変化に対応した講座や地域に密着した講座を実施することにより、地域のリーダーとしての資質の向上を図りたい。 		
		<p>▶ 芦屋川セカンドカレッジにおいては、地域のリーダーとしていっそう活動できる力を育成することが課題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ より専門的な講座を実施することにより、地域のリーダーとしての資質の向上を図りたい。 		
		<p>▶ 高齢者が経験、技能、知識等の能力を生かしたボランティア指導者等になってもらう機会の提供</p>		

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または 計画の事務局	事業についての備考
	生きがい・社会活動促進事業		高齢福祉課	
	芦屋川カレッジ・芦屋川カ レッジ大学院		公民館	
	芦屋川カレッジ・芦屋川カ レッジ大学院		公民館	
	講演・講座・学級・教室等 の開催		公民館	

(3)社会福祉制度の充実

【復興方針】 高齢化社会の一層の進展とともに、在宅ケアを希望する高齢者等の増加が予測される。保健・医療機関との緊密な連携のもとに、高齢者等に対して在宅福祉サービスの充実したまちづくりを、平常時のみならず、災害発生時の対策を兼ねて推進する。また、在宅ケアにとどまらず、高齢者や障害者に対する幅広い支援や、就労女性等への保育支援などの制度の拡充を図る。

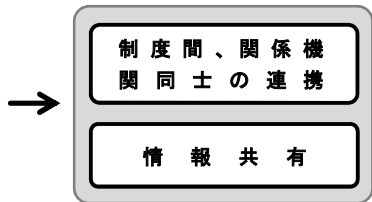
<平成17年2月に報告された「芦屋市まち・人・くらし活性化推進懇話会」からの一言>

個人情報保護に関しては、困難性は高いが、現在のような縦割りの行政情報管理体制のもとではより効率的、かつ継続的、総合的な健康・福祉・医療サービスの実現は不可能、希望者のみでも結構だから総合データベースの構築を目指すべきだと考える。

保健福祉総合センターという新しい箱をつくらなくても、現在までに培ってきた関係者のスキルを集中して発揮できる「センター機能」的な性格の施設があれば、もっと効果的な保健・福祉・医療の連携を図ることができる。

新しいことをする時には、新しい箱をつくることばかり考えずに、現有する施設の中でより効率的にサービスを提供できるように工夫すべきではないかと考える。

施設数に関しては、市の持つ人口規模等に応じて規制があるため、より広域での連携強化が求められている。その場合にも、的確な個人情報(履歴)管理が、情報保護とともに重要となる。



芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
□ 保健・福祉・医療活動支援・情報システムの検討 保健・福祉・医療の連携による総合的なシステムを開発し、誰もが健やかで安心して暮らせるまちづくりを目指すために、健康管理システムの導入・活用、福祉情報管理システムの導入・活用、健康管理システムと福祉情報管理システムの連結などを検討する。	※掲載省略	▶ 福祉情報管理システムの導入		▶ 健康管理システムと福祉情報管理システムの連結
□ 在宅福祉生活圏の形成 ・ 中学校区を単位として、在宅介護支援センターの整備を図り、在宅ケアを主体とする在宅福祉生活圏の形成を図る。 ・ 全市域に対するサービス拠点は、(仮称)保健福祉総合センターとし、保健・福祉・医療、文化・交流の機能を持たせる。	※掲載省略	▶ 高齢者人口の増加、相談内容の多様化により、中学校区を単位とした在宅介護支援センターの範囲では対応が困難に。 ・ 現在の中学校区による在宅福祉生活圏を実態にあわせ見直しを行う。		▶ (仮称)保健福祉総合センターの整備 ・ 着工等は、今後の財政状況を見極めながら検討する。

現在の状況

現在も支援が必要なケースについては関係所管によるケース検討会等を行い、連携を図っている。
本来救済すべき社会的孤立者を適切な医療・福祉制度につないでいくためには、地域による支援が欠かせない。
地域による発見と継続的な支援が可能となるよう地域力を育成することが急務である。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または 計画の事務局	事業についての備考
	健康課において「健康管理システム」を運用 福祉部内は、各所管課においてシステムを運用		地域福祉課	
	健康課において「健康管理システム」を運用 福祉部内は、各所管課においてシステムを運用		地域福祉課 健康課	
	高齢者相談員事業		高齢福祉課	
	福祉センター管理運営事業		福祉センター	

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 在宅サービスの充実支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅福祉を支援するためのホームヘルプサービス、ショートステイ（短期滞在・保護）、ミドルステイ（最高3ヶ月を限度として中期滞在・保護）、デイサービス（在宅の要介護老人に対する昼間の健康チェック等）、介護ホーム、福祉給食サービス、在宅痴呆性老人介護者支援の制度の充実及び施設整備を図る。 	※掲載省略	<p>▶ 支援費制度への移行により、障害程度の制限がなくなったため、今後ますますサービス利用対象者とサービスの量の増加が見込まれる。</p> <p>▶ 精神障害者福祉サービスの充実に伴い、潜在している対象者の増加が及びサービス利用者増が見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> グループホーム、ショートステイとも、市内での受け入れ事業者がない。他市事業者の活用を図る。 <p>▶ ショートステイ希望者に対する施設の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 受入施設との連携を深め、施設の確保に努める。 		
<p>□ 地域の放送メディアの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅の高齢者や障害者の医療・福祉や生涯学習等の多様なニーズに応えるため、地域の放送メディアの活用促進を図る。 	※掲載省略			▶ 特に情報入手が困難な聴覚障害者に対し、災害時、緊急時における的確な情報支援を図るための検討
<p>□ 長寿社会福祉基金の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 長寿社会に向けて、在宅福祉の向上を図り、高齢者・障害者等にとって、住みやすい地域社会の実現に資するため、基金積立を継続する。 	※掲載省略	<p>▶ 長寿社会福祉基金への積立</p> <ul style="list-style-type: none"> 長寿社会に向けて、在宅福祉の向上を図り、高齢者・障害者等にとって住みやすい地域社会の実現に資するため、基金の積立を継続する。 		
<p>□ 心身障害者（児）歯科診療事業の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 歯科受診困難な重度心身障害者（児）の歯科診療の実施について、歯科医師会・関係機関と協議検討する。 	※掲載省略			<p>▶ 心身障害者（児）歯科診療事業の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な診療施設の問題等について市立芦屋病院の歯科を含めての検討・協議が必要（現在は未協議） （歯科医師会から要望あり）

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または 計画の事務局	事業についての備考
	障害者総合支援法介護給付 費等事業		障害福祉課	障害者自立支援法(現 障害 者総合支援法)が施行され、 障がいのある人の自立を支 援するための自立支援給付 については、義務的経費と して位置づけされた。
	障害者総合支援法介護給付 費等事業		障害福祉課	障害者自立支援法(現 障害 者総合支援法)の施行に伴 い、障がい種別による制度 体系が一元化され障がい のある人の自立を支援する ための自立支援給付につい ては、義務的経費として位 置づけされた。
平成25年9月新施設契 約				
	地域生活支援事業		障害福祉課	緊急・災害時要援護者台帳 の登録を行っており、個別 避難支援計画を含め障がい のある人への支援体制の整 備を進めている。
	友愛基金関係事業		地域福祉課	社会福祉事業のために寄せ られた寄付金及び利子の積 立てを実施
	保健福祉センター内の歯科 センターにおいて、毎週木 曜日に障がいのある人の診 療を実施している。		障害福祉課	

【報告1】 9. 社会福祉の充実

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 重度障害者特別給付金制度の継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民年金制度の改正が行われた昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人等、現行の年金制度で障害基礎年金を受けない重度障害者に対し、特別給付金を支給する。 	※掲載省略	<p>▶ 毎年、「障害年金の国籍条項を撤廃させる会」から、同施策について要望がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県、市折半とし、障害基礎年金の2分の1を支給すること。 県へ障害基礎年金の2分の2を支給するよう要求すること。 支給対象(障害1級)を国民年金並み(同2級)にすること。 引き続き国、県に法整備を働きかける。 		
<p>□ 保育事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育のための「一時的保育」について、保護者の労働・職業訓練・就学等の際の「非定型保育サービス」、保護者の傷・事故・出産等の際の「緊急保育サービス」を継続実施する。 延長保育については、保育需要をみながら拡充について検討する。 	※掲載省略	<p>▶ 一時的保育事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援に関するアンケート調査で「一時保育」のニーズが高いことから実施保育所の拡充を検討 		
		<p>▶ 延長保育事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援に関するアンケート調査で「延長保育」のニーズが高いことから実施保育所の拡充を検討 		
		<p>▶ 待機児童の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間活力の導入による保育定員の増を図る。 		

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または 計画の事務局	事業についての備考
	障がい者(児)助成事業 障がい者(児)助成事業 障がい者(児)助成事業 障がい者(児)助成事業		障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課	在日外国人等の制度的無年金者の救済について, 国・県に対し要望している。
	私立保育所の運営助成		保育課	
	公立保育所の運営業務 私立保育所の運営助成		保育課	
	・平成17年3月策定 芦屋市次世代育成支援対 策推進行動計画<前期> ・平成22年3月策定 芦屋市次世代育成支援対 策推進行動計画<後期> ・今後, 芦屋市子ども・子 育て支援事業計画(現在策定 中)でも継続して取り組んで いく予定		こども政策課	

(4)社会福祉施設の充実

【復興方針】施設福祉が必要な高齢者や障害者等に対して、社会福祉施設の充実を進める。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 被災福祉施設の早期開設支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災を受けた社会福祉施設の早期開設を支援する。建替等に当たっては耐震性の強化を図る。 	※掲載省略	<p>▶ 第3特別養護老人ホームの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成12年度からは「芦屋すこやか長寿プラン21」に基づいて基盤整備を進める。第4の特別養護老人ホームは平成18年度に整備予定 	<p>▶ 建設途中で震災にあったため、当初は施設の復旧事業の補助対象とならなかった。要望の結果、国県補助が認められ平成9年にオープンにいった。</p>	<p>▶ 本市には法人による障害者福祉施設がないため、毎年養護学校高等部等を卒業する障害児の受け皿としての通所施設が不足している。</p>
<p>□ (仮称)保健福祉総合センターの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域に密着した福祉サービス、生涯を通じた健康づくり、生きがいにつながる生涯学習等の市民サービスを保健・福祉・医療の3分野を有機的に連携させ、総合的な拠点づくりを行う。 	※掲載省略			<p>▶ (仮称)保健福祉総合センターの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 着工等は、今後の財政状況を見極めながら検討する。
<p>□ 老人福祉センターの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人福祉センターを(仮称)保健福祉総合センターに設置する。 	※掲載省略			<p>▶ 老人福祉センターの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人福祉センターを福祉センター内に設置する予定になっているが、整備の着工が、財政事情により凍結となっている。 着工等は、今後の財政状況を見極めながら検討する。
<p>□ 身体障害者福祉センターの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者施策の拠点として、(仮称)保健福祉総合センターに身体障害者福祉センターを設置する。 	※掲載省略			<p>▶ 身体障害者福祉センターの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者福祉センターを福祉センター内に設置する予定になっているが、整備の着工が、財政事情により凍結となっている。 着工等は、今後の財政状況を見極めながら検討する。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または 計画の事務局	事業についての備考
平成10年10月エル ホーム			高齢福祉課	
平成9年あしや喜楽苑				
	地域生活支援事業 障害者総合支援法介護給付 費等事業		障害福祉課	障害者自立支援法(現 障害 者総合支援法)が施行され、 様々な就労支援事業が創設 され実施されている。
平成22年7月			地域福祉課	
	老人福祉会館運営及び維持 管理		高齢福祉課	
	老人福祉会館運営及び維持 管理		高齢福祉課	
	地域生活支援事業		障害福祉課	障がいのある人の地域の相 談支援の拠点として、保健 福祉センター内に基幹相談 支援センターを設置し相談 支援体制の充実を図ってい る。
	地域生活支援事業			

【報告 1】 9. 社会福祉の充実

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 高齢者のための社会福祉施設の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康と生きがいがづくり及び在宅ケアサービスの相談を目的として、ふれあいセンターを整備する。拠点施設については、将来、その機能を（仮称）保健福祉総合センターへ移行する。 高齢者の住みやすい環境づくりを充実していくため、特別養護老人ホームの整備を図る。 養護老人ホーム「和風園」をプライバシーのある生活の場とするため、居室、個室を増やすとともに、地域交流・地域開放を進めるため、集会所の機能を充実する。 	※掲載省略	<p>▶ 「和風園」居室の個室化は構造上困難なため、空き室を利用して対応</p>		<p>▶ 「和風園」の入所者の高齢化で、地域交流が難しくなってきた。</p>

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または 計画の事務局	事業についての備考
	養護老人ホーム運営事業		高齢福祉課	指定管理者制度による管理 運営
	養護老人ホーム運営事業		高齢福祉課	指定管理者制度による管理 運営 交流事業継続中

(5)福祉インフラの改善

【復興方針】 災害発生時の避難行動の容易性も考慮し、高齢者や障害者も含めて安全で安心して暮らせる生活空間の形成に努める。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにごできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）					
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題	
<p>□ 高齢者や障害者が安心して暮らせる都市環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域のコミュニティ活動の核となる学校教育施設や社会教育施設等をはじめ、歩道、公園、駅舎等の都市空間において、スロープ、トイレ、ドアなど高齢者や障害者に配慮した生活空間の整備を図る。 兵庫県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、福祉のまちづくり重点地区を指定し、高齢者、障害者等の意向を盛り込んだ整備計画に基づき、施設の改良を進める。 	<p>※掲載省略</p>	<p>▶ 震災により市全体が崩壊したことにより、特に重点地区を指定せず、市域全体を重点地区と考えたまちづくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「福祉のまちづくり条例」等の整備基準に適合するよう、建築業者に対して指導・助言を継続して行う。 既に建築済みの公共施設、道路、公園等の施設のバリアフリー化を継続して行う。 ノンステップバス導入の補助 鉄道駅舎エレベーター等設置補助 			
		<p>▶ 旧基準の構造物で整備された歩道の現行の構造基準での再整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設整備による歩道の段差切下げを優先して実施 			
			<p>▶ 交通バリアフリー法に基づく道路特定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 「基本構想」で指定された「重点整備地区」における歩道設置などのバリアフリー化事業 交通バリアフリー法に基づく歩道整備は、幅員は2m以上などが規定されており、歩道整備に道路拡幅(用地買収)が必要となる。 		
		<p>▶ その他小規模な施設整備など</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常の施設整備の中で対応していく。 			
		<p>▶ 高齢者・障害者対策施設整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 精道小学校校舎等建替の中で、エレベーター・身障者用便所等を整備する。 			

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または 計画の事務局	事業についての備考
	地域福祉活動推進事業		地域福祉課	
	地域福祉活動推進事業		地域福祉課	
	地域福祉活動推進事業		地域福祉課	
	地域福祉活動推進事業		地域福祉課	
	交通安全施設等整備事業		道路課	
	芦屋市交通バリアフリー基 本構想(平成19年4月)		都市計画課	
	芦屋市交通バリアフリー基 本構想(平成19年4月)		都市計画課	
	小学校施設整備事業 中学校施設整備事業 幼稚園施設整備事業		教育委員会管理 課	
平成19年10月				

【報告 1】 9. 社会福祉の充実

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 高齢者や障害者が暮らしやすい住宅の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じた安定とゆとりある住生活を図るために、高齢者や障害者対応仕様の住宅や多世代同居型住居等を建設し、多様な住まい方を選択できる住宅の供給促進に努める。 ・兵庫県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障害者対応のための住宅の改造費に対して助成する。 	※掲載省略	▶ 介護保険と一体利用であり、介護保険制度利用の増加に伴い、住宅改造助成制度の利用も増加傾向にある。		

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または 計画の事務局	事業についての備考
	介護保険課ならびに高齢福 祉課の施策において実施		地域福祉課	

【報告 1】 9. 社会福祉の充実

(6) 福祉ボランティアの育成

【復興方針】 在宅福祉サービスを支援する福祉ボランティアを育成する。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとに来たこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<input type="checkbox"/> ボランティアの育成・体制整備 ・福祉ボランティアグループの育成を図るとともに、リーダーの養成に努める。	※掲載省略	▶ ボランティア活動に参加しやすい体制整備 ・ボランティア活動に対する住民の関心を高め、活動に当たって必要な援助を行うことにより、ボランティア活動に参加しやすい体制整備に継続して努める。		
				▶ 人材発掘とコーディネートの仕組みづくり
				▶ 福祉分野だけではなく幅広いボランティア活動のネットワークづくり

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または 計画の事務局	事業についての備考
	地域福祉活動推進事業 生涯学習推進事業 社会教育関係団体支援・育 成事業 地区集会所管理運営事業 市民参画協働推進計画(平成 20年2月)		地域福祉課 生涯学習課 市民参画課	あしや市民活動センターで 継続的に実施している。(ボ ランティアグループリー ダー育成事業)
	地域福祉活動推進事業 生涯学習推進事業 社会教育関係団体支援・育 成事業 地区集会所管理運営事業 市民参画協働推進計画(平成 20年2月)		地域福祉課 生涯学習課 市民参画課	あしや市民活動センターで 継続的に実施している。(人 材発掘・育成を目的とした 地域のボランティアコー ディネーター育成事業)
	ボランティア活動への助成 社会教育関係団体支援・育 成事業 市民参画協働推進計画(平成 20年2月)		地域福祉課 生涯学習課 市民参画課	あしや市民活動センターで 継続的に実施している。(市 民活動団体ネットワーク支 援事業)

10. 市民文化の復興

(1) 市民の文化的資源となる住宅地景観の復興

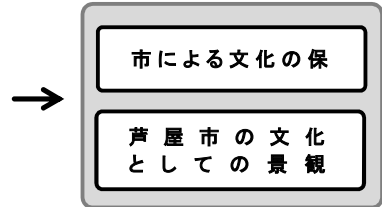
【復興方針】 市民が永年にわたって築きあげてきた文化的資源である美しい景観を有した住宅地の復興を進める。

<平成17年2月に報告された「芦屋市まち・人・くらし活性化推進懇話会」からの一言>

初動期に個人所有の文化資源が散逸したとのことについては残念。繰り返すことのないように改善を。

他市には見られない整ったまちなみ景観は芦屋の大切な文化であり、財産。市民を含む全体で守り育てる仕掛けづくりを期待する。

景観法整備面は極めて重要。これからは、守る景観から、育てる(創造する)景観を念頭に市民と協働して取り組んで欲しい。その意味からの「庭園都市宣言」は重要な役割を果たす可能性がある。



芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）

① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目 (具体的施策)	② 実施してきたこと (実施事務事業)	③ 実施できたことの今後の継続 的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で 発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
□ 景観デザイン・ガイドラインの活用 ・住宅建替者に対する街並み景観デザイン・ガイドラインを活用し、良好な住宅地環境の形成に努める。	※掲載省略			

現在の状況

芦屋市の文化と行政の関わり方について文化振興計画の中で大きな方向性を示し、具体的にはその都度適した方法を選択していくが、今後もまちなみ景観を芦屋市の重要な文化として位置づけていく必要がある。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考

(2)市民文化の振興

【復興方針】 文化活動の拠点としての社会教育・文化施設の復旧を図り、市民文化の振興を図る。

<平成17年2月に報告された「芦屋市まち・人・くらし活性化推進懇話会」からの一言>

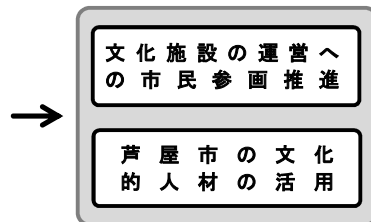
文化行政の存続に関しては、市民の参画の協働が命綱である。運営のあり方についてはコンペ等参加の仕掛けから創りあげていくべき。

文化施設を市が保有していることの意味をよく考えて欲しい。手放すと二度は持てない。

美術博物館の存続に関する検討委員会を設置し、多くの関係者による「存続に向けた方法論」から掘り下げて検討する責任が行政にも市民にもあるのではないか。

芦屋市では人的文化資源を集約する必要がある。

むしろ活用方法に問題があるのではないか。



芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
□ 文化・芸術活動の充実 ・ 芦屋市文化振興財団と連携し、内容豊かな文化情報を市民へ提供し、市民が文化・芸術に触れる機会を拡大するとともに、文化・芸術関係の団体と連携して、市民の自主的な文化活動を担う各種の文化・芸術団体の育成やその指導者の育成に努める。 市民のふるさとづくりとして、三大まつりの振興を図る。	※掲載省略	▶ 谷崎潤一郎記念館蔵品目録の作成		▶ 文化行政のあり方の検討
		▶ 富田碎花旧居管理にボランティアの活用を検討 ・ 富田碎花旧居管理について、地元自治会等と協議を実施する。		▶ 文化活動や団体への助成の範囲や顕彰の制度のあり方の見直し ▶ 谷崎潤一郎記念館の管理運営に民間活力の導入を検討
				▶ 富田碎花顕彰会での自主開催を検討
		▶ 美術博物館展示等委託事業について、具体系美術について批判がある。 ・ 美術博物館の運営基本方針に基づき見直しを行う。		▶ 美術博物館への民間活力の導入の検討
				▶ 美術博物館の空調を含む全体的な経年劣化による補修が必要
				▶ 美術博物館美術品収集
				▶ 資金不足の中での三大まつり継続
□ しろう森林王国との交流 ・ 平成6年度から進められている芦屋サマーカーニバルやあしや秋まつり等におけるしろう森林王国（兵庫県宍粟郡）との交流を、今後、市民レベルで実施する。	※掲載省略	▶ 市民レベルで交流の実施 ・ 交流プログラムを見直し、市民団体等とともに地域イベント等を実施する。		

現在の状況

市民参画による運営の仕方もこれまでの経過も踏まえつつ、文化振興計画の中で大きな方向性を示し、具体的にはその都度適した方法を選択していく。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	文化振興基本計画		企画課	
	生涯学習推進事業 社会教育関係団体支援・育 成事業		生涯学習課	
平成18年4月			生涯学習課	
	文化施設管理業務(谷崎)		生涯学習課	
	富田碎花顕彰事業管理委託 (旧居管理)		生涯学習課	富田碎花顕彰会に旧居管理 を委託し、その委託料の積 算基準として有償ボラン ティアの基準を採用してい る。
		富田碎花顕彰会の会 員の高齢化及び顕彰 会の収入源が年会費 と寄附に拠っている ので、会計的に難し い。	生涯学習課	
平成23年4月				
	美術博物館管理運営委託事 業		生涯学習課	具体美術は、近年、世界的 に再評価されており、芦屋 が誇る芸術文化として認識 されているため。
	文化施設管理業務 (美博)		生涯学習課	
	美術博物館管理運営委託事 業		生涯学習課	
	芦屋さくらまつりの開催		市民参画課	
		平成23年3月に事務事 業廃止	市民参画課	しそ森林王国協会が芦屋 さくらまつりに出店し市民 レベルで交流している。

【報告1】 10. 市民文化の復興

(3)文化環境の整備

【復興方針】 既存の景観資源や文化・芸術施設を核として、新しい市民文化の創造につながる文化的基盤を強化する。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<input type="checkbox"/> 文化施設の復興 ・被災を受けた文化施設や歴史・文化的遺産の復旧を図るとともに、建築物については耐震性の強化を図る。	※掲載省略			▶ 市民センターの耐震性の強化、大規模補修
<input type="checkbox"/> 文化環境基盤となる景観軸の形成、地域中心核における行政・文化・芸術機能の拡充 ・防災緑地軸を自然環境の拡充にとどめず、デザイン、色彩に配慮した景観軸として形成を図るとともに、景観形成地区との緑のネットワーク化を図る。	※掲載省略			▶ 芦屋川緑地軸と一体となった行政・文化・芸術機能の複合したゾーンの形成の必要性の検討

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
平成22年3月			建築課	
	都市計画マスタープラン(平 成17年3月)		都市計画課	

(4)国際交流活動の充実

【復興方針】 外国籍の市民にも安心して生活できる環境整備が必要であるとともに、内外に誇れる芦屋として、国際交流事業のなお一層の充実を図る。

＜平成17年2月に報告された「芦屋市まち・人・くらし活性化推進懇話会」からの一言＞

あたらしい箱を用意せずとも、既設の施設の中でもセンター機能の創出は可能である。是非、前向きな取り組みを！



箱ものに頼らない
国際交流の取組

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<input type="checkbox"/> 外国人への案内標示等の充実 ・ 外国語による案内・標示板の整備など、外国人の住みやすい生活環境の整備を図る。	※掲載省略	▶ 外国人への情報提供の推進 ・ 外国語による案内・標示板の整備など、外国人の住みやすい生活環境の整備を図る。 ▶ 芦屋市サイン計画でのサインの残整備箇所(64箇所)の整備		
<input type="checkbox"/> 外国籍市民への支援と交流 ・ 生活情報提供として、「ニューズレター」、「アシヤガイドブック」、「英文市内地図」を発行する。 ・ 日本語講座や生活相談を実施するとともに、在住外国人とのネットワークづくりに努める。	※掲載省略	▶ 国際交流協会の活動の場をネットワークづくりに活用していく。 ・ 国際交流協会で開催している日本語教室などをもっと交流の場づくりとして支援していく。		
<input type="checkbox"/> 国際交流の充実 ・ 芦屋市国際交流協会と連携して、国際フォーラムや世界に発信する国際シンポジウムの開催、海外友好姉妹都市等との交流や海外青年協力隊の派遣などの国際貢献活動を促進する。	※掲載省略			▶ モンテベロ市との交流について、とりわけ交換学生事業については、時代の流れとともに、新しいメニューを採り入れるなど今後検討したい。

現在の状況

平成23年に潮芦屋交流センターを開設し、指定管理者としてNPO法人国際交流協会が管理運営を行いながら様々な事業を行ってきているが、センターを知らない市民が多いことから、センター機能の周知とともに多文化共生に向けた取組を充実していく必要がある。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	国際交流一般・支援事業		広報国際交流課	
		年次計画の見直しを 行う予定	道路課	
	国際交流一般・支援事業		広報国際交流課	
	姉妹都市交流事業の促進		広報国際交流課	

11. 生涯学習の充実

(1) 生涯学習推進体制の整備

【復興方針】 コミュニティ活動を活発化していくために、また高齢化、定住化等の社会の潮流に対して、市民の生涯学習を一層推進する。さらに、コミュニティ活動を自主的な組織として育成するために、生涯学習の民間指導者の養成を行う。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<input type="checkbox"/> 生涯学習の広報・普及 ・生涯学習を活発化するための広報を行い、啓発に努める。 <input type="checkbox"/> 生涯学習団体の連携・交流促進 ・生涯学習団体・グループの連携を図り、相互交流を促進し、市民交流の盛んな地域社会の形成を図る。また、災害発生時において、相互支援の基盤となる体制づくりに努める。 <input type="checkbox"/> 生涯学習ボランティアの育成 ・生涯学習ボランティアグループの育成を図るとともに、リーダーの養成に努める。 ・各種の技能や知識を持っており、指導することに熱意のある市内在住の有識者による、芦屋人材バンクの設立を検討する。	※掲載省略	▶ ホームページの充実		
		▶ インターネットを活用した図書館情報の充実		
		▶ 受講生にグループ結成の助言を行うことにより、いくつかのグループが発足した。さらにグループ結成を促す。		
		▶ 講座受講生の中から講座の講師として活動できる方が育ってきている。ボランティアとしての意識をさらに高める。		
		▶ ボランティア活動の充実を支援		
				▶ 各種の技能や知識を持った有識者による「芦屋人材バンク」の設立の検討
		▶ 自主防災連絡協議会・自治会等の活用		

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	生涯学習推進事業		生涯学習課	
	図書館運営事業 (収書整理利用)		図書館	
	講演・講座・学級・教室等 の開催		公民館	学習情報の提供と相談, グ ループ育成事業
	講演・講座・学級・教室等 の開催		公民館	
	芦屋市文化振興基本計画(平 成24年5月)		図書館 企画課	
		「芦屋人材バンク」 を設立しなくとも, 多数の社会教育関係 団体を登録し, また 必要に応じてパイプ 役となっているた め。	生涯学習課	
	防災総合訓練		防災安全課	

【報告1】 11. 生涯学習の充実

(2)生涯学習の支援

【復興方針】 市民の多様、かつ高度なニーズに応えた生涯学習の支援を行うとともに、学校教育施設や社会教育施設は、生涯学習を促進するための場として、さらに災害発生時の拠点施設として整備を進める。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<input type="checkbox"/> 生涯学習活動の多様化・高度化への対応 ・市民の多様化、高度化する生涯学習のニーズに応えるための支援をし、生涯学習活動の活性化を促進することに努める。 生涯学習に関する市民の幅広いニーズや、在宅の高齢者や障害者のニーズに応えるため、有線テレビを利用した生涯学習を創設する。生涯学習の場において、防災知識の普及・啓発に努める。	※掲載省略	▶ 生涯学習の場における防災知識の普及・啓発 ・ 防災関連事業への参加を促進する。 ▶ 地域の防災訓練ともリンクし実施		
<input type="checkbox"/> コミュニティ・スクールの継続推進 ・引き続き、学校開放の促進に努め、コミュニティ・スクールの活性化を図る。なお、その活動の中で防災意識の啓発を図る。				
<input type="checkbox"/> 生涯学習センターの整備 ・生涯学習活動の拠点となる生涯学習センターの整備を検討する。	※掲載省略			▶ 生涯学習センターの整備にかかわる仕組みづくりの検討 ▶ まちづくりと生涯学習のかかわり

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	生涯学習推進事業		生涯学習課 生涯学習課	
	防災総合訓練 出前講座		防災安全課	
	生涯学習推進事業 社会教育関係団体支援・育 成事業		生涯学習課	
	生涯学習推進事業 社会教育関係団体支援・育 成事業		生涯学習課	

(3) 男女共生施策の充実

【復興方針】 男女共同参画型社会を目指した施策を充実する。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 女性センターの整備拡充と事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性センターを整備拡充し、男女共同参画型社会に向けての啓発事業等の充実を図る。 	<p>※掲載省略</p>	<p>▶ 第2次男女共同参画行動計画に沿った事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進委員会の定期開催による計画の進捗状況確認と意見聴取を実施し、推進本部会議へ報告 		
				<p>▶ 女性センターの整備拡充</p>
		<p>▶ 男女共同参画講座等に関する市民ニーズの把握と事業実施の際の市民参画のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体へ男女共同参画に関する講座等の事業委託 平成13年度から実施の市民公募企画の募集件数を順次増やし、市民参画を図る。 		
		<p>▶ 女性センター運営の協力ボランティア育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 協力ボランティアの募集やボランティア養成講座の開催 現在ホームページの更新、センター通信、事業協力スタッフがのべ30名以上登録 		
		<p>▶ 相談体制の充実と関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察、県機関、民間支援団体、庁内関係窓口と随時の情報交換や事業協力による連携と啓発 平成13年度から関係機関と合同で街頭キャンペーンを開催し、毎年参加団体数が増加 		
<p>□ 女性センターを拠点とした市民団体の育成・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性センターにおける支援を通して、カウンセラー、保母等の自主的活動を展開する専門員集団を育成し、当集団を核とした市民団体の育成と支援に努める。 	<p>※掲載省略</p>	<p>▶ 活動団体のネットワーク強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民団体の活動の活性化と団体間の連携が深まるためのコーディネーターや、活動拠点としての機能の充実 		
		<p>▶ 女性リーダーの養成</p> <ul style="list-style-type: none"> 市政への関心を高め、地域活動への参加を促進させる女性リーダー養成のための講座開催 アスパップレディ経験者による市民公募委員としての行政の参加促進 		

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または 計画の事務局	事業についての備考
	男女共同参画推進施策		男女共同参画センター	
平成25年4月			男女共同参画センター	
	男女共同参画センター事業			
	男女共同参画センター事業		男女共同参画センター	
	男女共同参画センター事業		男女共同参画センター	
	男女共同参画センター事業		男女共同参画センター	
	男女共同参画センター事業		男女共同参画センター	
	男女共同参画センター事業		男女共同参画センター	
	男女共同参画センター事業		男女共同参画センター	
	男女共同参画センター事業		男女共同参画センター	
	男女共同参画センター事業		男女共同参画センター	

12. 学校教育の充実

(1) 教育環境の整備

【復興方針】 学校を防災拠点として位置づけるとともに、それに要する諸施設を整備する。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとに来たこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<input type="checkbox"/> 学校施設の防災拠点化 ・ 学校施設を地域防災拠点として位置づけ、井戸及び雨水等の貯水施設、情報・通信、自家発電施設、厨房設備、災害用備蓄倉庫の整備等の防災機能の拡充を図る。	※掲載省略	▶ 防災教育訓練の継続取組		
		▶ 校区内自主防災組織との連携		
		▶ 避難所としての避難経路の確保		
		▶ 地域の高齢者対策		
		・ 学校区を基準とした防災訓練の取組み		
		・ 小中教育を通じた防災教育訓練の実施		
		▶ 防災無線の設備更新時にデジタル化を目指す。		
			▶ 防災用非常備蓄品の内容・数量の再検討	
	▶ 各校園施設防災整備事業の推進			
	・ 精道小学校校舎等建替の中で、非常用照明設備の設置や、現在ある井戸を活用し便所排水や散水などに利用していく。			

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	防災教育推進事業		学校教育課	避難訓練 震災学習
	コミュニティ・スクール関係		生涯学習課	学校支援地域連携推進事業
平成19年10月			教育委員会管理 課	避難経路に支障物がないか 数年に一度立ち入り調査を 行っている。
	防災総合訓練 生きがい・社会活動促進事 業 防災教育推進事業		防災安全課 高齢福祉課 学校教育課	
平成22年4月			防災安全課	
	防災拠点の維持管理		防災安全課	
平成19年10月			教育委員会管理 課	

【報告 1】 12. 学校教育の充実

(2) 学校防災教育の充実

【復興方針】 学校において、従来から芸術・文化、スポーツ、遊びに親しむ教育条件の整備が進められていたが、今後は防災教育を充実する。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<p>□ 学校防災組織体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の学校、家庭、地域の防災組織体制の確立と役割分担の明確化を図る。 <p>□ 学校防災教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然災害など防災に関する知識を修得させるため、防災教育の手引書を作成する。災害に備え、防災訓練を通して避難など適切な行動が取れるよう指導する。 	※掲載省略	<p>▶ 家庭や地域社会と連携して学校における防災体制の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校が避難場所になる場合に備え、開放施設や開放順序の明示及び教職員の役割を明確にするとともに、地域住民や関係機関との協力体制を確立する。 「学校安全の日」を設け、施設・設備等の安全点検を行う。 		
		▶ 「いのち」を守る安全防災マニュアルの差し替えの継続		
		<p>▶ 新たな防災教育の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間指導計画を作成し、教育活動全体を通して計画的継続的に防災教育を行う。 様々なケースを想定した内容の防災訓練・避難訓練を家庭や地域社会・関係機関と連携し行う。 		
				▶ 警察、安全協会、消防との連携と地域の防災拠点としての訓練のあり方の検討

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	防災総合訓練		防災安全課 学校教育課	
	防災教育推進事業		学校教育課	
平成25年10月			学校教育課	
	防災教育推進事業		学校教育課	安全担当者会防災教育研修会
	防災教育推進事業		学校教育課	安全担当者会防災教育研修会
	防災教育推進事業		学校教育課	

【報告 1】 12. 学校教育の充実

(3) 学校・家庭・地域の連携強化

【復興方針】 地域に開かれた学校を推進するために、学校・家庭・地域の連携強化を図る。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<input type="checkbox"/> 学校を核とする生活圏の形成 ・ 学校を子供から高齢者まで、生涯学習と地域住民の交流の場として活用し、地域に開かれた学校づくりを進め、小学校を核とした防災生活圏の形成に努める。	※掲載省略	▶ 学校評議委員会などを通じて、地域に開かれた学校づくりの継続的な取組を進める。		
<input type="checkbox"/> PTA活動の充実 ・ P T A 活動の充実を図り、学校と地域の間を深めるとともに、住民相互の交流を深め、災害発生時の自主的救援活動等の基盤形成に努める。			▶ コミュニティスクール活動を通じて防災生活圏の形成	

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	企画運営事業		学校教育課	地域に開かれた学校園づくり
	コミュニティ・スクール関係		生涯学習課	

13. 商業の復興

(1) 商業の復興・活性化

【復興方針】 市場、商店街は、一般的に震災前から退潮傾向にあり、加えて震災によって甚大な被害を受けた。復興にあたっては施設整備にとどまらず、商業機能の活性化を図り、魅力ある商業空間へと再編する。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<input type="checkbox"/> 商業施設の早期開設支援 ・被災を受けた商業、サービス業の早期開設への資金融資支援等を行う。 <input type="checkbox"/> 商業の活性化支援 ・面的に全半壊の被害を受けた商業地については、商業活性化を図るための調査・計画支援を行う。 ・事業者の合意を得られた地区については、公的制度による資金助成・融資等の斡旋に努め、再整備を図る。	※掲載省略	▶ 活力あるまちなか商店街づくり促進事業による商店街等の活性化の促進 ・広報紙等により本制度の周知・啓発に努め、空き店舗の解消及び起業の支援を行って、商店街等の活性化を図る。		
<input type="checkbox"/> 商業施設の災害救援システムへの組み入れ ・商品提供を迅速に行うシステムを有している商業施設を災害救援システムの中に組み入れる。	※掲載省略			

(2) 生活文化を高める商業の振興

【復興方針】 現在、JR芦屋駅地区が主たる商業核になっているが、阪神芦屋駅周辺まで区域を拡大し、本市の地域中心核として、都市機能面や都市空間面で整備を進め、商業の振興とともに、生活文化を一層高める。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<input type="checkbox"/> 複合機能による新たな生活文化の創造 ・地域中心核において、水と緑豊かな環境を創出し、既存の商業施設と住宅を復興するとともに、文化・芸術等の都市機能の導入にめ、商業の活性化や地区の魅力化を図り、新たな生活文化を創造する基盤の整備を図る。	※掲載省略			▶ 商業の活性化や地区の魅力化 ▶ 完成した公園などの施設をどう積極的に活用するかが、地域に求められる。 ▶ JR芦屋駅南地区市街地再開発事業の着手

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	商業活性化事業		経済課	

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された 状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所 管課または計画 の事務局	事業についての備考
	商工振興対策事業		経済課	
	地域自治活動の振興に関する事業		市民参画課	周辺の自治会の、お祭りや防災訓練に活用されている。
	J R 駅南地区まちづくり		都市整備課	

(3) 都市型産業の誘致

【復興方針】 南芦屋浜地区のまちづくりにおいて、21世紀を展望したまちづくりを進めるために、本市の文化的なイメージにも合致し、良好な住環境と共生できる都市型産業の誘致方策を検討する。

＜平成17年2月に報告された「芦屋市まち・人・くらし活性化推進懇話会」からの一言＞

芦屋市は国際色豊かな住宅都市であり、外国籍企業のトップも多く居住されているのではないだろうか。そういった方々のご協力を得ることや、まず安心して居住いただける住宅・教育環境の整備促進が必要であると考えます。

→ **国際文化都市都市として
多国籍の文化を反映する**

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<input type="checkbox"/> 都市型産業の導入方策についての調査・研究・誘致 ・ 芦屋にふさわしい情報やデザイン関連、または業務研究等の都市型産業の導入方策について調査・研究を行い、誘致を図る。	※掲載省略			

(4) 就労の支援

【復興方針】 震災によって、失業した人々への就労支援を行う。

芦屋市震災復興計画の基本計画の項目ごとにできたこと・できなかったことの整理（平成16年6月）				
① 芦屋市震災復興計画の基本計画の項目（具体的施策）	② 実施してきたこと（実施事務事業）	③ 実施できたことの今後の継続的な取り組み・拡大・充実	④ 実施してきたことの中で発生した問題	⑤ 計画に掲載されているができていないこと及び現在の問題
<input type="checkbox"/> 就労環境の実態把握 ・ 市内に居住する勤労者の雇用環境、また市内事業所の労働環境を把握するための調査を実施する。	※掲載省略			▶ 市内居住者の雇用環境、市内事業所の労働環境の調査
<input type="checkbox"/> 再就職の支援 ・ 再就職を希望している人に対して、資格取得やパソコン実習等の研修を実施する。 ・ 職業安定所と連携を図りながら、相談事業等を進める。	※掲載省略	▶ 女性の能力開発と多様な就業機会の確保に向けた講座の充実や情報の提供 ・ 関係機関（国・県・団体等）との連携による能力や技能を身につけるための講座の開催		

現在の状況

自然に恵まれた美しい景観と、安全、安心なまちであることで住宅都市として広く人材を集めていきたい。さらに学校教育の場で外国語を母語とする児童の教育についての取り組みが始まったばかりであり、芦屋市全体が外国の文化を理解し、芦屋市の財産としていくための知識と意欲が必要である。

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所管課または計画の事務局	事業についての備考

今回の検証(平成27年3月)				
A 達成済 (達成時期, 達成された状況)	B 経常事業または他の計画で継続	C 未実施または要見直し (取り組んでいない理由)	平成26年度の所管課または計画の事務局	事業についての備考
		調査対象となるような事業所が少ないため。	経済課	
	男女共同参画センター事業		男女共同参画センター 男女共同参画センター	